

令和5年度

# 清掃事業概要

【資料編】



札幌市環境局環境事業部

この冊子は再生紙を使用しています。



このロゴは、2027年度までに札幌市が処理するごみ排出量を1人1日当たり100g減量し、政令市で一番ごみの少ないまちを目指すことを表したものです。

# 目 次

<b>I 勤務時間等の現況</b> .....	1	<b>III 参考資料</b> .....	29
1 勤務時間・職員定数等.....	3	1 関係規程	
(1) 勤務時間.....	3	(1) 札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱.....	31
(2) 課所別・職種別人員配置（定数）.....	4	(2) 札幌市家庭廃棄物の排出日時等厳守指導要綱.....	39
2 被服の貸与等.....	6	(3) 札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱.....	41
(1) 被服の貸与状況.....	6	(4) 札幌市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱.....	45
(2) 消耗品の支給状況.....	8	(5) 札幌市自己搬入ごみ取扱要綱.....	48
3 労務管理.....	9		
(1) 研修制度.....	9		
(2) 表彰制度.....	9		
(3) 自動車事故防止対策.....	10		
4 安全衛生対策.....	10		
(1) 安全衛生管理体制.....	10		
(2) 環境事業部安全衛生委員会.....	10		
(3) 環境事業部事業所安全衛生推進委員会.....	11		
5 公務災害防止対策.....	12		
(1) 職員の安全衛生意識の高揚.....	12		
(2) 災害の原因究明と指導.....	12		
(3) 安全衛生教育.....	12		
(4) 被服・保護具及び作業方法等の改善.....	12		
(5) 健康管理.....	12		
<b>II 処理施設の実績</b> .....	15		
1 清掃工場等処理実績.....	17		
(1) 運転年報.....	17		
・発寒清掃工場.....	17		
・篠路破碎工場.....	18		
・駒岡清掃工場.....	19		
・白石清掃工場.....	20		
(2) 残さ搬出実績.....	21		
(3) 工場ピットごみ組成.....	22		
(4) ダイオキシン類測定結果.....	23		
2 処理場処理実績.....	24		
(1) 埋立状況.....	24		
(2) 排水処理運転年報.....	25		
3 し尿処理実績.....	26		
(1) 札幌市クリーンセンター運転年報.....	26		
(2) 札幌市クリーンセンターし尿受入実績.....	27		

## 凡例

数値の単位未満、平均値及び指数などの算出方法は四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の小計とが一致しない場合がある。

# I 勤務時間等の現況

1 勤務時間・職員定数等	3
(1) 勤務時間	3
(2) 課所別・職種別人員配置（定数）	4
2 被服の貸与等	6
(1) 被服の貸与状況	6
(2) 消耗品の支給状況	8
3 労務管理	9
(1) 研修制度	9
(2) 表彰制度	9
(3) 自動車事故防止対策	10
4 安全衛生対策	10
(1) 安全衛生管理体制	10
(2) 環境事業部安全衛生委員会	10
(3) 環境事業部事業所安全衛生推進委員会	11
5 公務災害防止対策	12
(1) 職員の安全衛生意識の高揚	12
(2) 災害の原因究明と指導	12
(3) 安全衛生教育	12
(4) 被服・保護具及び作業方法等の改善	12
(5) 健康管理	12



# I 勤務時間等の現況

## 1 勤務時間・職員定数等

### (1) 勤務時間

	勤務時間	休憩時間	週休日	休暇					
				年次休暇	病気休暇	特別休暇	介護休暇		
本庁勤務の職員	8時45分～ 17時15分	12時15分～ 13時	(1)日曜日 (2)土曜日	1年度につき 20日（繰越有 効1年度） *採用された 年度は、採用 月に応じ以下 の日数 4月＝20日 5月＝18日 6月＝17日 7月＝15日 8月＝13日 9月＝12日 10月＝10日 11月＝8日 12月＝7日 1月＝5日 2月＝3日 3月＝2日	負傷又は疾病 による療養の ための休暇 （年度に関わ らず連続する 90日以内。週 休日等は算入 する。）	結婚休暇、忌 引休暇、父母 等の祭日、生 理休暇、出産 休暇、育児時 間、妊婦の通 勤緩和措置、 妊産婦の保健 指導又は健康 診査、妊娠障 害休暇、配偶 者の出産、子 育て参加休 暇、出生サ ポート休暇、 短期介護休 暇、子の看護 休暇、骨髄パ ンクへの登録 等、ボラン ティア休暇、 公民権の行 使、証人等と しての官公署 への出頭、伝 染病予防法の 規定による出 勤困難、地震 等による出勤 困難、地震等 による現住居 の滅失又は破 壊、夏季休暇	配偶者、父 母、子等で負 傷、疾病又は 老齢により日 常生活を営む のに支障があ る者の介護を するための休 暇		
本庁勤務の職員以外の職員（清 掃事務所に勤務する職員、処理 場管理事務所の山本処理場又は 山口処理場に勤務する職員の中 に環境事業部施設担当部長が指 定する職員及び清掃工場のうち 交替勤務の職員及び搬入指導業 務に従事する職員を除く。）	8時30分～ 17時	12時 ～12時45分	(1)日曜日 (2)土曜日						
清掃事務所（中央、北、東、白 石、豊平・南、西）に勤務する 職員	8時～ 16時30分	12時 ～12時45分	(1)日曜日 (2)土曜日						
処理場管理事務所の山本処理場 又は山口処理場に勤務する職員 のうち環境事業部施設担当部長 が指定する職員	8時30分～ 17時	勤務時間の途 中に45分間	(1)日曜日 (2)土曜日						
清掃工 場勤務 の職員	交代 勤務 の職員	昼間勤務	8時30分～ 17時					勤務時間の途 中に45分間	(1) 4週間 を通じて7 日の割合で 清掃工場長 が定める日 (2) 20週間 を通じて5 日の割合で 清掃工場長 が定める日
		夜間勤務	16時15分～ 翌日9時15分					勤務時間の途 中に1時間30 分間	
	搬入指導業務に従事 する職員	8時30分～ 17時	勤務時間の途 中に45分間	(1) 日曜日 (2) 4週間 を通じて4 日の割合で 清掃工場長 が定める日					

## (2) 課所別・職種別人員配置（定数）

	総計	事務・技術職員					技能・業務職員						
		総計	管理職	係長	事務	技術	総計	技能				業務 清掃 員掃	
								小計	運転手	管理工	整備工		営繕工
環境事業部	703	199	21	51	63	64	504	267	106	148	6	7	237
総務課	計	17	17	5	2	10							
	庶務係	12	12	5	1	6							
	労務係	5	5		1	4							
循環型社会推進課	計	15	15	1	4	9	1						
	企画係	7	7	1	1	4	1						
	調査担当	1	1		1								
	減量推進係	3	3		1	2							
	資源化推進係	4	4		1	3							
業務課	計	23	17	1	4	10	2	6	6		6		
	業務係	7	7	1	1	5							
	作業計画係	4	4		1	3							
	普及担当	1	1		1								
	車両係	11	5		1	2	2	6	6		6		
事業廃棄物課	計	22	17	1	3	1	12	5	1	1			4
	一般廃棄物係	11	6	1	1		4	5	1	1			4
	産業廃棄物係	7	7		1	1	5						
	特定廃棄物係	4	4		1		3						
中央清掃事務所	計	59	7	1	2	4		52	16	16			36
	副所長	58	6	1	1	4		52	16	16			36
	普及担当	1	1		1								
北清掃事務所	計	54	6	1	2	3		48	16	16			32
	副所長	53	5	1	1	3		48	16	16			32
	普及担当	1	1		1								
東清掃事務所	計	52	6	1	2	3		46	16	16			30
	副所長	51	5	1	1	3		46	16	16			30
	普及担当	1	1		1								
白石清掃事務所	計	57	6	1	2	3		51	16	16			35
	副所長	56	5	1	1	3		51	16	16			35
	普及担当	1	1		1								
豊平・南清掃事務所	計	73	6	1	2	3		67	16	16			51
	副所長	72	5	1	1	3		67	16	16			51
	普及担当	1	1		1								
西清掃事務所	計	57	6	1	2	3		51	16	16			35
	副所長	56	5	1	1	3		51	16	16			35
	普及担当	1	1		1								



		総計	事務・技術職員					技能・業務職員						
			総計	管理職	係長	事務	技術	総計	技能					業務 清掃 員
									小計	運転手	管理工	整備工	営繕工	
施設管理課	課計	30	30	2	9	3	16							
	管理係	7	7	2	1	3	1							
	施設計画係	5	5		1		4							
	処理計画担当	1	1		1									
	試験調査係	5	5		1		4							
施設整備課	施設建設担当	12	12		5		7							
	課計	13	13	1	3		9							
	営繕係	6	6	1	1		4							
処理場管理事務所	造成担当係	1	1		1									
	整備係	6	6		1		5							
	課計	54	13	1	4	5	3	41	27	9	11		7	14
	管理係	32	7	1	1	5		25	18	9	2		7	7
山本処理場	整備担当	3	3		1		2							
	山口処理場	8	2		1		1	6	6		6			
	山口処理場	11	1		1			10	3		3			7
発寒清掃工場	課計	71	13	1	3	2	7	58	58		58			
	管理係	24	6	1	1	2	2	18	18		18			
	破砕担当	1	1		1									
駒岡清掃工場	運転係	46	6		1		5	40	40		40			
	課計	37	11	1	3	2	5	26	26		26			
	管理係	35	9	1	1	2	5	26	26		26			
白石清掃工場	破砕担当	1	1		1									
	運転担当	1	1		1									
	課計	69	16	1	4	2	9	53	53		53			
白石清掃工場	管理係	6	6	1	1	2	2							
	運転係	56	7		1		6	49	49		49			
	整備担当	1	1		1									
	篠路担当	6	2		1		1	4	4		4			

## 2 被服の貸与等

### (1) 被服の貸与状況

課所・対象		品 目		規則別表1及び2により貸与するもの							
				第1種被服				第2種被服			
				盛上	夏衣	作業帽	夏・冬 作 業 衣	防寒衣	オーバ ー オール	白 衣	盛上
6 清掃事務所	事務職	1	1			1					
	運転手（ごみバト隊を除く）	2	1	※③	各1	※1					
	清掃業務員（ごみバト隊を除く）	2	1	※③	各1	※1					
	ごみバト隊		1	※③	各1	※1					1
処理場事務所	事務職	1	1			1					
	技術職	1	1			1					
	運転手	1	1	※②	各1	※1					
	管理工	1	1	※②	各1	1					
3 清掃工場	清掃業務員	1	1	※②	各1	※1					
	事務職										1
	技術職										1
循環型社会推進課	管理工	1	1	※②	各1	1					
	減量推進係・資源化推進係										
	業務係・作業計画係										
	車技術両係					1					
業務課	事故担当 検査主任										1
	その他										1
	整備管理者	1		※①	1	1	1				
事業廃棄物課	一般廃棄物係・産業廃棄物係・特定廃棄物係	1	1			1					
	事業ごみ指導員										1
施設管理課 (施設建設担当課含)	管理係（技術職）										1
	施設計画係・担当係長										1
	試験調査係	1	1							1	
	施設建設担当係・担当係長	1	1		各1	1					
施設整備課	営繕係・整備係	1	1		各1	1					
貸与期限		2年	1年	各2年		3年	消耗の都度更新		2年		
標準着用月数		8月	12月	各12月		18月			4月		
備考				※①貸与期限 1年、標準着 用月数12月 ※②貸与期限 各1年、標準 着用月数各6 月 ※③貸与期限 各1年（返納 日1年延長） 標準着用月数 各6月		※貸与期 限2年、標 準着用月 数12月					

規則第11条の規定に基づき特殊な制服として貸与するもの												規則別表1 根拠規定
個人貸与						共用貸与						
作業帽	夏・冬 作業衣	防寒衣	防寒 ズボン	オーバ ー オール	雨 衣	安全 靴	作業帽	夏・冬 作業衣	防寒衣	雨 衣	防 寒 ズボン	
	※① 1				1							別表1 エ清掃指導員
					1							
					1							
			※ 1		1							
	※① 1				1							別表1 エ清掃指導員
	※① 1				1	1						別表1 エ清掃指導員
				※1	1	※1					※① 1	
				1		※1				1		
				※1	1	※1					※① 1	
1	※② 1											
1	※③ 各1	1		1		1				1		
				1		1				1	※② 1	
							1	1				
							1	1				
												別表1 テ1事故担当職員
1	※② 1	1		1	1							
1	※② 1								1			
					1	1						
	※② 1										1	別表1 エ清掃指導員
1	※② 1	1										
1	各1	1										
1	各1	1										
	※② 1					1			1	1		別表1 エ清掃指導員
												別表1 サ9工事現場監督員・検査員
						1						別表1 サ9工事現場監督員・検査員
1年	各2年	3年	3年	消耗の都度更新			2年	2年	3年	消耗の 都度更 新	3年	[現業職] 別表1コ 清掃現業職員のうち 環境事業部長が指定 するもの
12月	各12月	18月	18月				24月	24月	18月		18月	[※③貸与・返却例]  貸与 返却 夏 30.4 31.4 R2.4 └──────────┘ 返却延長  貸与 返却 冬 30.10 31.10 R2.10 └──────────┘ 返却延長
	※①貸与 期限2年、 標準着用 月数24月 ※②貸与 期限1年、 標準着用 月数12月 ※③貸与 期限各1 年、標準着 用月数各 6月		※貸与 期限2 年、標準 着用月 数12月	※埋立地関係業務に従 事する職員							※①埋立 地関係業 務に従事 する職員 ※②搬入 指導の業 務に従事 する職員	

(2) 消耗品の支給状況

課所・対象		品 目		個人支給										共用備品		
				長 靴		軍 手	ゴ ム 手 袋	ノ ー ス 手 袋	革 手 袋	保 護 眼 鏡	ヘルメット	衛 生 タ オ ル	化 粧 石 け ん	ゴ ム 長 靴	ゴ ム 手 袋	革 手 袋
		ゴ ム	防 神 士 防 寒 靴	ズ ッ ク シ ュ ー ズ (夏作業靴)												
6 清掃事務所	事務職	※① 1	※① 1		2								1			
	運転手（ごみパト隊を除く）	※① 1	※① 1	1	4	18						3	1			
	清掃業務員（ごみパト隊を除く）	※① 1	※① 1	1	4	18			1			3	1			
	ごみパト隊	※① 1	※① 1	1	4	18						3	1			
処 理 場 管 理 所	事務・技術職		1		2						1	1				
	運 転 手	※② 1	※② 1	※1	2	※① 1		※1				3	1			
	管 理 工	※② 1	※② 1	※1	2	※② 1	※1	1				3	1			
	清 掃 業 務 員	※② 1	※② 1	※1	2	※① 1	※1	※1				3	1			
3 清掃工場	技 術 職				2				年4		1	1	1			
	管 理 工				2				年4		1	3	1	1	1	
循環型社会推進課	企画係・調査担当係長		1			※① 1					1					
	減量推進係・資源化推進係													1		
業 務 課	業務係・作業計画係													1		
	車 両 係	技 術 職	1		1	2							1			
		検 査 主 任 職・そ の 他	1			1							1			
	係 整 備 管 理 者	※① 1	※① 1	1	2							3	1			
事業廃棄物課	一般廃棄物係・産業廃棄物係・特定廃棄物係		1		1							1				
	事業ごみ指導員		1		1											
施 設 管 理 課	管 理 係	事 務 職												1		
		技 術 職	1			1							1			
	施設計画係・担当係長		1			1							1			
	試 験 調 査 係		1			2				年1		1	1			
施設整備課	営 繕 係 ・ 整 備 係		1			1					1	1				
支 給 期 限				1年	1年	1年	1月	1年	1月	1月	1年	1月	1年	1月	1年	1月
備 考				※① ゴム長靴と紳士防寒防雪長靴を隔年で支給。ただし、平成27年度以降の新規採用職員及び部外からの転入職員は2年度ごとに両方を同年度内で支給する。 ※② ゴム長靴と紳士防寒防雪長靴を隔年で支給。ただし、埋立地関係業務に従事する職員には各1年1足支給する。 ※ 埋立地関係業務に従事する職員は除く。ただし、管理係で安全靴を支給されている運転手には、2年1足支給する。 ※ 消耗の都度支給 ※① 消耗の都度支給 ※② 埋立地関係業務に従事する職員（消耗の都度支給） ※ 埋立地関係業務に従事する職員 ※ 埋立地関係業務に従事する職員 ※ 埋立地関係業務に従事する職員 ※ 6月一括支給 ※ 消耗の都度支給												

### 3 労務管理

近年、清掃事業を取り巻く環境は大きく変化しており、特にこれを推進する職員の資質の向上がますます重要性を増してきているとともに、交通事情の悪化等による労働環境の危険度も高まってきていることなどから職員研修や安全管理面の施策の強化が強く望まれているところである。

このため当部では、職員の研修を計画的に実施するとともに、事故防止対策に力を入れ、労働条件改善と明るい職場の確立に努めつつ円滑な事業の推進を図っている。

#### (1) 研修制度

研 修 名	研 修 目 的	回 数	期 間	受 講 人 員	講 師 ・ プ ロ グ ラ ム 等
新規採用・転入 職 員 研 修 (技能・業務職員)	環境事業部職員として必要な基礎知識を学ぶとともに、職場への適応力を身につける。	随時	0.5 日	対象者 全 員	・ 課長、係長 ・ 講義
新規採用・転入 職 員 研 修 (事務・技術職員)	環境事業部職員として今日の清掃行政の意義と課題及び各業務の内容を理解することにより、自らが従事する業務と職責を認識し円滑な業務の執行を図る。	随時	1 日	対象者 全 員	・ 部長、係長 ・ 講義
交通安全研修会	安全運転指導・監督等、安全運転管理の徹底を図る。	1	0.5 日	43人	・ 外部講師 ・ 左記人員のうち約17人は、清掃業務に従事する委託・許可業者の代表者等である。
交通安全講習会	事故の防止と減少に向けた安全運転指導を行う。	1 (各所属ごと)	0.2 日	所属職員 全 員	・ 外部講師

#### (2) 表彰制度

無事故記録、職務精励等、他の職員の模範となる職員を賞揚し、なお一層市民の信頼に応えるべく努力を促すため次のとおり表彰を行っている。

##### ア 優良運転者表彰

(ア) 環境事業部自動車事故調査委員会の規程に基づく注意以上の処分を受けたことのない者。

(イ) 表彰は、次の区分によって行っている。

- a 35 年間運転無事故者
- b 30 年間運転無事故者
- c 25 年間運転無事故者
- d 20 年間運転無事故者
- e 15 年間運転無事故者
- f 10 年間運転無事故者
- g 5 年間運転無事故者

\*25 年間運転無事故以上は局長表彰、その他は環境事業部長表彰

#### イ 自動車運転優良団体表彰

1年間の各事務所に配置された市有車両全車の年間走行 km を当該全車両の有責事故件数（リース車を含む）で除して、10万 km 以上を達成した事務所で局長が適当と認めるものを表彰している。

#### ウ 善行者等に対する賞揚

札幌市職員表彰規則の表彰要件に該当しないもので、職員が善行等、他の職員の模範となる行為を行った場合、局長から授与している。

### (3) 自動車事故防止対策

#### ア 安全運転管理

法令の基準に基づき、各清掃事務所等に安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者を置き、自動車の安全な運転に必要な業務、車両検査、点検整備を行い、清掃車両の安全運転管理に特に留意している。

#### イ 車両の運行管理

各安全運転管理者、副安全運転管理者及び整備管理者の指導監督のもとに、車両の適正な運行を期すとともに、安全かつ迅速な作業の遂行と事故防止を図るため、環境事業部自動車運転要領等関係内規を定め、運転手の資質の向上に努めている。

#### ウ 環境事業部自動車事故調査委員会及び環境事業部自動車事故防止対策委員会

各委員会は委員長が必要に応じ招集し、事故の実情を調査するとともに、その防止対策について検討するほか、それぞれの事故にかかわる処分の内容を調査して事故に対する運転手の反省を求めて事故の再発を防止する目的で設置し、各委員会は業務課長、車両係長のほか、局長が指名する清掃事務所長 1 人、清掃事務所副所長 2 人、運転手代表 5 人、合計 12 人で構成され、委員長には調査委員会及び対策委員会ともに環境事業部業務課長があたっている。

処分の内容は注意、嚴重注意、訓告としている。

#### エ 無事故の賞揚

交通事故の防止に良い成績をおさめた運転手あるいは事務所に対しては、前記(2)表彰制度ア、イのとおり、その努力をたたえて表彰を行い、無事故の実績を積極的に賞揚している。

#### オ 交通安全思想の普及

交通法規及び安全運転研修（前記(1)研修制度参照）のほか、「交通事故防止のための座談会、懇談会」「講習会」「映写会」等を随時開催し、交通事故防止・交通安全思想の普及徹底に努めている。

## 4 安全衛生対策

### (1) 安全衛生管理体制

清掃事業担当部長を総括安全衛生管理者、各事業所長を安全管理者、各事業所係長等（有資格者）を衛生管理者、総務局職員部委嘱の産業医をそれぞれ任命し、安全衛生管理体制の充実強化を図っている。

### (2) 環境事業部安全衛生委員会

札幌市職員安全衛生管理規則の規定により安全衛生委員会を組織し、作業の安全と衛生に関する事項を調査検討し、安全衛生管理上、必要な事項について環境局長に意見具申を行っている。

#### ア 安全衛生委員会の構成

総括安全衛生管理者である清掃事業担当部長を委員長として産業医 1 人、市職清掃協の推薦する委員 3 人及び市労清掃支部の推薦する委員 6 人と、安全管理者、衛生管理者及び安全、衛生に関し経験を有する者のうちから環境局長が指名する 8 人の合計 19 人で構成されている。

## イ 安全衛生委員会の職務

委員会は次の事項を調査審議している。

- (7) 職員の危険及び健康障害の防止対策に関すること。
- (4) 公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (9) 安全対策及び衛生対策の実施計画に関すること。
- (5) 安全衛生に係る組織及び規程の整備に関すること。
- (4) その他職員の危険及び健康障害の防止に関する重要事項。

### 環境事業部安全衛生委員会事業計画

実施時期	事業名	目標	実施項目
毎月 1日 15日	環境事業部安全日	全事業所において安全衛生旗を掲揚し、安全作業の再確認、公務災害の防止に努める。	1 安全衛生旗の掲揚 2 安全作業の呼びかけ 3 公務災害防止の呼びかけ (各課所の発生例を参考にして)
4月 ～ 5月	車両事故防止運動	新入学児童、高齢者等の交通弱者への安全確保と公私とも車両事故防止に努め、安全意識の高揚を図る。	1 安全旗の掲揚 2 安全運転の呼びかけ 3 職場懇談会の実施 4 車両後退誘導の徹底
6月 ～ 7月	(6月準備期間) 安全週間	職場の安全点検を励行し、作業事故防止の意識を高め、職場ぐるみの安全作業確保に努める。	1 安全旗の掲揚 2 ポスター掲示 3 職場懇談会の実施 4 安全作業パトロールの実施 5 各種安全衛生研修会への出席
9月 ～ 10月	(9月準備期間) 衛生週間	職場環境を清潔に保ち、各人が健康増進に努め、明るく健全な職場づくりを推進する。	1 衛生旗の掲揚 2 ポスター掲示 3 職場懇談会の実施 4 職場パトロールの実施 5 各種安全衛生研修会への出席
12月 ～ 1月	年末年始 事故防止運動	年末年始の繁忙期における事故防止に職場ぐるみの取組を行う。	1 安全旗の掲揚 2 職場の独自重点項目設定 3 職場懇談会の実施
※委員会(定例)の開催は5・6・7・8・9・10・11・1・3月の年間9回			

### (3) 環境事業部事業所安全衛生推進委員会

各事業所長(安全管理者)を委員長とし、市労清掃支部各分会の推薦委員と衛生管理者及び安全衛生に関し経験を有し当該事業所長が推薦する者で構成されており、各事業所の安全衛生に関する事項について協議し、具体的対策を推進することを職務としている。

## 5 公務災害防止対策

清掃作業は、天候・道路状況・交通事情その他多くの不確定要素によって左右されるほか、北海道における冬期間の特殊事情など、災害発生要因は日常作業のいたるところに潜在している。これらの要因を根本的に除去することは困難であるが、災害発生要因の大部分を占める不安全行動の除去を重点とし、次のとおり災害の発生と被害を最小限にとどめる努力をしている。

### (1) 職員の安全衛生意識の高揚

環境事業部安全衛生委員会において、月2回の安全日及び年間4回の運動・週間を実施している。運動・週間の実施にあたっては、①各事業所ごとの独自目標の設定、②安全旗・衛生旗の掲揚、③のぼり、ポスターの掲示、④放送による呼びかけなどを行っている。

各事業所においては、①事業所安全衛生推進委員会の安全衛生活動及び安全管理者の訓示等により職員に対して注意と自覚を促し、②職場懇談会を開催して安全・衛生について意見の交換を行い、③公務災害の発生原因の分析を行っている。

### (2) 災害の原因究明と指導

環境事業部安全衛生委員会及び各事業所安全衛生推進委員会は、発生した災害について徹底的に原因究明と調査を行い、同じ災害を繰り返さないよう研究と指導を行っている。

### (3) 安全衛生教育

安全的確な作業能力を養うために、次のような研修等を行っている。

- ア 職場研修～新規採用職員及び転入職員に対し、車両や器具の取り扱いと作業方法について指導。
- イ 外部講習～各安全衛生関係機関が開催する講習会への参加。

### (4) 被服・保護具及び作業方法等の改善

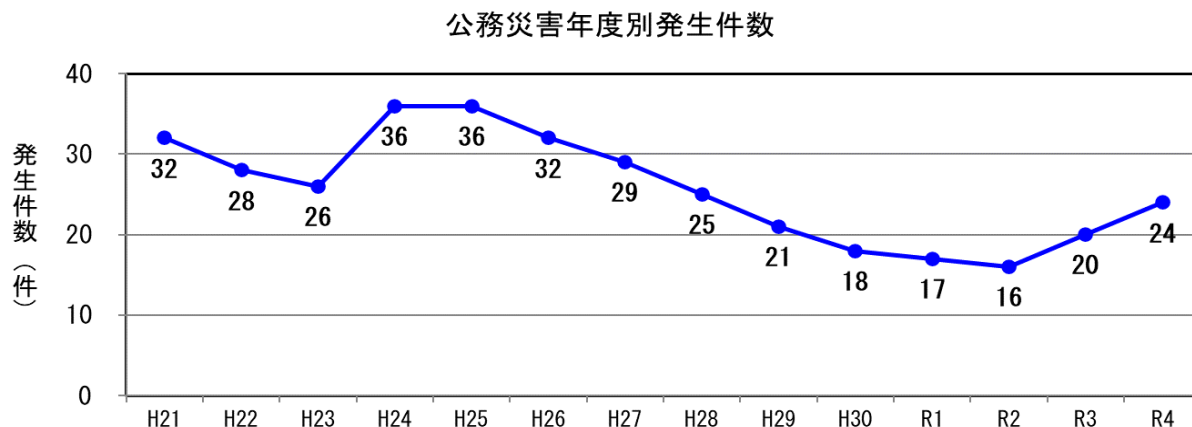
被服、作業用具、保護具、作業環境について研究と改善を図り、より安全な作業条件を作るよう努めている。

### (5) 健康管理

常に心身を健全な状態に置くことが災害の減少につながるため、次のような指導等を行っている。

- ア 職員各人の健康管理についての指導
- イ 健康診断（定期健診・生活習慣病・特殊健診等）受診の徹底
- ウ 罹病者の治療の徹底

(参 考)

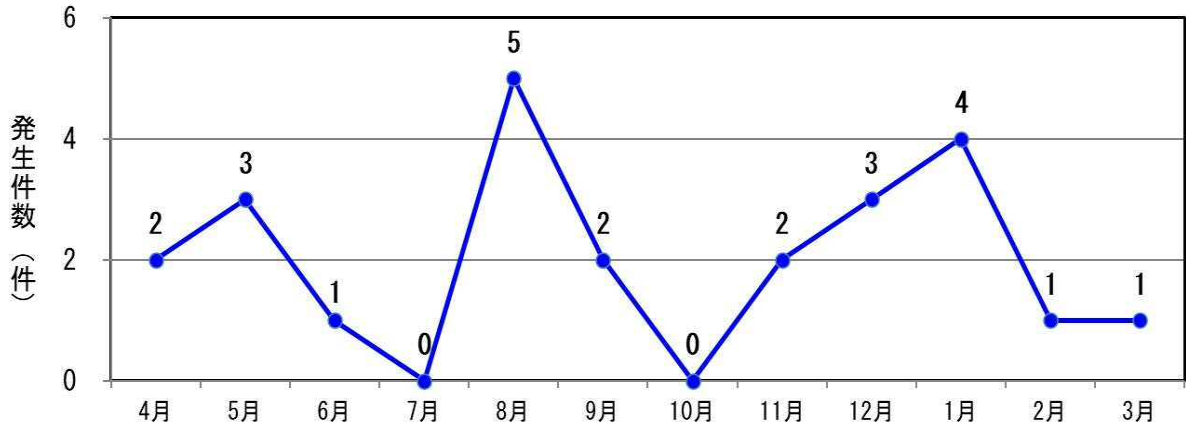


※ 公務上の災害として認定された件数のみ記載



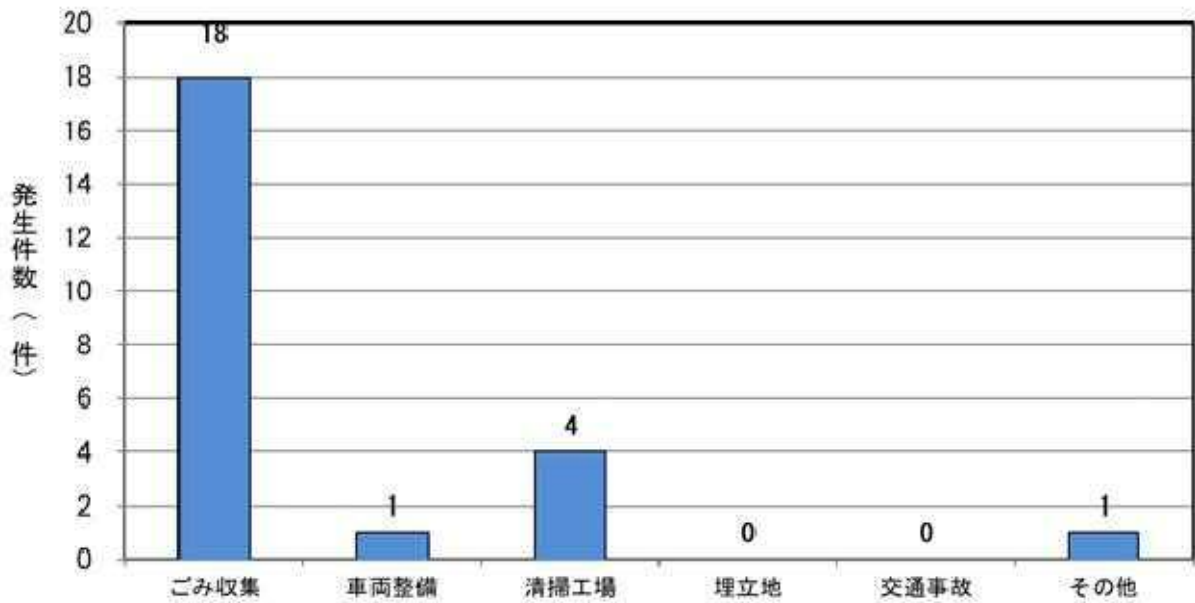
<月別発生件数>

(令和4年度：全件数24件)

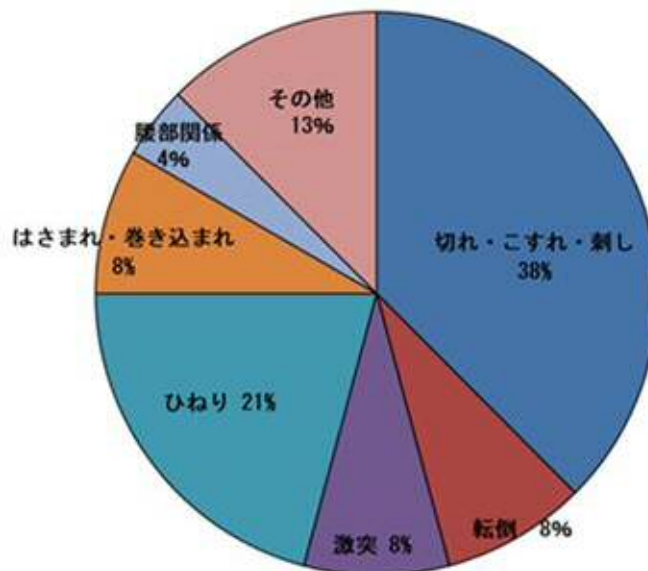


<従事業務別発生件数>

(令和4年度：全件数24件)



<災害の型別発生件数>





## Ⅱ 処理施設の実績

1 清掃工場等処理実績	17
(1) 運転年報	17
・発寒清掃工場	17
・篠路破碎工場	18
・駒岡清掃工場	19
・白石清掃工場	20
(2) 残さ搬出実績	21
(3) 工場ピットごみ組成	22
(4) ダイオキシン類測定結果	23
2 処理場処理実績	24
(1) 埋立状況	24
(2) 排水処理運転年報	25
3 し尿処理実績	26
(1) 札幌市クリーンセンター運転年報	26
(2) 札幌市クリーンセンターし尿受入実績	27



# 1 清掃工場等処理実績

## (1) 運転年報

(令和4年度)

### 発寒清掃工場

項目 単位 月別	搬入量		焼却可能 ごみ	焼却量			焼却日数		稼動 日数	焼却残さ			焼却工程		電力量			項目 単位 月別		
	ごみ	台数		1号	2号	計	1号	2号		残さ量	残さ率	熱灼減量	炉内温度	重油使用量	発電量	逆送量	買電量			
	t	台	t	t			日		日	t	%	°C	L	KWh						
4	12,399.59	13,146	11,729.53	4,436.15	8,203.17	12,639.32	18	30	30	1,494.62	11.8	3.5	995	967	5,548	2,035.33	961.96	296.28	4	
5	17,193.90	15,554	16,616.99	7,138.03	9,073.17	16,211.20	26	31	31	2,050.63	12.6	4.2	1001	970	6,303	3,090.57	1,472.44	0.00	5	
6	1,218.43	1,464	1,054.23	575.41	382.30	957.71	3	3	3	214.69	22.4	3.7	954	983	78,764	160.54	87.93	419.25	6	
7	15,068.61	13,110	14,514.62	8,865.39	8,941.35	17,806.74	31	31	31	1,864.76	10.5	6	942	930	580	3,291.52	1,539.88	0.00	7	
8	21,278.66	15,827	20,778.65	9,044.52	9,155.76	18,200.28	31	31	31	2,057.79	11.3	6.8	930	938	0	3,282.63	1,518.80	0.00	8	
9	18,523.44	15,070	18,015.82	8,864.99	6,503.99	15,368.98	30	23	30	1,936.49	12.6	4.6	956	958	4,880	2,973.87	1,417.38	0.00	9	
10	8,312.38	10,773	7,759.66	9,612.73	0.00	9,612.73	31	0	31	1,184.60	12.3	3.7	1010		2,912	2,663.15	1,449.20	0.00	10	
11	8,616.10	10,672	8,082.99	893.83	8,948.35	9,842.18	4	29	30	1,236.54	12.6	3.9	992	972	10,218	2,563.85	1,379.21	0.00	11	
12	11,074.28	10,415	10,551.67	0.00	9,438.43	9,438.43	0	31	31	1,097.57	11.6	2.9		992	112	2,479.42	1,308.69	0.00	12	
1	10,741.82	7,582	10,263.58	0.00	9,928.69	9,928.69	0	31	31	1,072.66	10.8	5.2		992	1,184	2,414.98	1,252.22	0.00	1	
2	8,664.14	7,002	8,402.23	0.00	8,774.69	8,774.69	0	28	28	980.49	11.2	4.9		1,002	0	2,217.70	0.00	0.00	2	
3	11,367.25	11,749	11,121.93	2,503.32	4,858.14	7,361.46	10	17	27	876.22	11.9	5.6	953	1,020	56,025	1,936.32	1,051.64	166.95	3	
合計	144,458.60	132,364	138,891.90	51,934.37	84,208.04	136,142.41	184	285	334	16,067.06	-	-	-	-	166,526	29,109.88	13,439.35	882.48	合計	
最高	21,278.66	15,827	20,778.65	9,612.73	9,928.69	18,200.28	31	31	31	2,057.79	-	-	6.8	1,010	1,020	78,764	3,291.52	1,539.88	419.25	最高
最低	1,218.43	1,464	1,054.23	0.00	0.00	957.71	0	0	3	214.69	10.5	2.9	930	930	0	160.54	0.00	0.00	0.00	最低
平均	12,038.22	11,030	11,574.33	4,327.86	7,017.34	11,345.20	15	24	28	1,338.92	11.8	4.6	970	975	13,877	2,425.82	1,119.95	73.54	平均	

項目 単位 月別	水使用量		蒸気発生量			ごみ成分					放流水				破砕施設				備考
	上水	井水	1号	2号	計	可燃物	不燃物	水分	比重	低位発熱量	S S	B O D	P H	透視度	破砕	処理	施設	内容	
	t	t	t	t	t	%	t/m <sup>3</sup>	kJ/kg	mg/L	cm	可燃物	不燃物	金属	資源化再搬					
4	1,005	2,785	16,073.6	30,444.9	46,518.5	43.4	3.3	53.3	0.15	7,780	29	34.0	7.3	>30	1,107.70	343.73	127.70	252.74	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1・2号中間整備 (6月3日~7月15日)</li> <li>・作業環境ダイオキシン測定 (8/4~8/5、2/28~3/1)</li> <li>・ばい煙測定 1号炉 (1/31、3/7、5/24、7/29、9/15、10/14) 2号炉 (4/5、5/26、7/28、9/16、11/28)</li> <li>・定期整備 1号炉 (11/3~3/22) 2号炉 (9/24~10/31)</li> <li>・見学者数0名 (コロナのため、見学中止)</li> </ul>
5	1,169	3,281	25,889.9	33,053.2	58,943.1	-	-	-	-	-	9	16.0	7.8	>30	1,514.50	226.86	200.02	205.59	
6	1,016	1,615	1,851.0	1,240.1	3,091.1	-	-	-	-	-	111	150.0	8.2	7	276.63	71.17	22.35	92.55	
7	1,164	3,165	30,341.6	30,550.3	60,891.9	51.1	4.2	44.7	0.16	9,550	<2	<2.0	7.5	>30	1,458.05	293.43	104.45	220.06	
8	1,212	3,164	30,474.4	30,684.1	61,158.5	-	-	-	-	-	21	12.0	8.2	>30	1,792.16	256.17	144.92	206.54	
9	1,281	3,148	31,340.3	22,832.9	54,173.2	-	-	-	-	-	42	10.0	8.2	17	1,981.91	292.64	140.90	207.37	
10	1,089	2,512	33,959.8	0.0	33,959.8	43.6	2.8	53.6	0.15	8,110	34	12.0	7.8	21	1,308.87	296.59	126.65	208.27	
11	1,108	2,556	3,217.1	31,559.6	34,776.7	-	-	-	-	-	63	23.0	7.7	12	1,396.20	294.07	108.34	202.05	
12	1,145	2,509	0.0	33,779.0	33,779.0	-	-	-	-	-	59	29.0	7.6	9	827.48	219.78	97.55	244.14	
1	1,163	2,620	0.0	33,543.9	33,543.9	47.4	3.7	48.8	0.13	8,510	66	210.0	7.6	8	415.50	235.56	62.69	194.31	
2	1,032	2,380	0.0	30,234.7	30,234.7	-	-	-	-	-	45	150.0	7.4	13	422.43	8.24	24.06	203.32	
3	1,257	2,540	9,640.7	17,374.6	27,015.3	-	-	-	-	-	44	89.0	7.5	13	843.71	0.00	115.23	230.92	
合計	13,641	32,275	182,788.4	295,297.3	478,085.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,345.14	2,538.24	1,274.86	2,467.86	
最高	1,281	3,281	33,959.8	33,779.0	61,158.5	51.1	4.2	53.6	0.16	9,550	111	210.0	8.2	>30	1,981.91	343.73	200.02	252.74	
最低	1,005	1,615	0.0	0.0	3,091.1	43.4	2.8	44.7	0.13	7,780	<2	10.0	7.3	7	276.63	0.00	22.35	92.55	
平均	1,137	2,690	15,232.4	24,608.1	39,840.5	46.4	3.5	50.1	0.15	8,488	48	66.8	7.7	17.0	1,112.10	211.52	106.24	205.66	

篠路破砕工場

(令和4年度)

項目 単位 月別	搬入量		焼却可能 ごみ t	焼却量			焼却日数		稼働 日数 日	焼却残さ			焼却工程		電力量			項目 単位 月別	
	ごみ t	台数 台		1号	2号	計	1号	2号		残さ量 t	残さ率 %	熱灼減量	炉内温度		重油使用量 L	発電量	逆送量		受電量
													1号	2号					
4	1,088.60	3,536	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	458,853	4	
5	1,320.14	4,057	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	412,524	5	
6	1,984.09	5,081	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	440,233	6	
7	1,396.69	3,572	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	426,773	7	
8	506.64	1,550	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	409,240	8	
9	286.49	772	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	398,024	9	
10	1,130.48	3,365	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	346,986	10	
11	1,096.67	3,128	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	395,989	11	
12	897.97	2,546	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	562,554	12	
1	441.65	1,197	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	457,013	1	
2	525.21	1,340	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	434,286	2	
3	691.43	2,760	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	466,862	3	
合計	11,366.06	32,904	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,209,337	合計	
最高	1,984.09	5,081	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	562,554	最高	
最低	286.49	772	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	346,986	最低	
平均	947.17	2,742	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	434,111	平均	

※焼却施設はH22.3末に休止しH23.3末に廃止、R3.10～R7.3解体工事中。本表には継続稼働中の併設破砕施設等に係る実績を記載。なお、電力、上水、井水は篠路全施設の実績を記載。

項目 単位 月別	水使用量			蒸気発生量			ごみ成分					放流水				破砕施設 処理内容			備考
	上水	井水	工業水	1号	2号	計	可燃物	不燃物	水分	比重	低位発熱量	SS	BOD	PH	透視度	可燃物	不燃物	金属	
4	794	1,135	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,133.92	0.00	78.61	・受入停止期間 (8月13日～9月25日) ・電気点検 (11月20日)
5	761	1,096	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,443.71	0.00	95.30	
6	740	1,221	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,215.15	0.00	81.35	
7	757	1,125	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,558.28	0.00	79.62	
8	722	872	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	586.09	0.00	13.00	
9	663	822	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	286.91	0.00	8.00	
10	666	861	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,216.93	0.00	62.42	
11	709	848	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,154.10	0.00	81.02	
12	915	756	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	936.24	0.00	36.28	
1	901	489	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	453.13	0.00	53.37	
2	888	487	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	498.94	0.00	38.38	
3	944	743	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	714.70	0.00	22.52	
合計	9,460	10,455	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,198.10	0.00	649.87	
最高	944	1,221	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,215.15	0.00	95.30	
最低	663	487	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	286.91	0.00	8.00	
平均	788	871	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,016.51	0.00	54.16	

駒岡清掃工場

項目 単位 月別	搬入量		焼却可能 ごみ	焼却量			焼却日数		稼動 日数	焼却残さ			焼却工程		電力量			項目 単位 月別	
	ごみ	台数		1号	2号	計	1号	2号		残さ量	残さ率	熱灼減量	炉内温度		重油使用量	発電量	逆送量		買電量
	t	台	t	t			日		t	%		℃		L				kWh	
4	9,870.75	10,181	9,418.09	3,296.85	7,209.80	10,506.65	15	30	30	1,367.65	13.0	4.6	1,030	1,058	0	2,141,760	921,962	2,966	4
5	657.75	749	578.47	0.00	497.16	497.16	0	3	3	132.40	26.6	-	-	1,072	4,319	86,490	35,392	467,961	5
6	13,995.42	11,452	13,597.60	6,472.35	7,171.16	13,643.51	27	30	30	1,332.64	9.8	4.5	1,001	1,059	12,581	2,584,750	1,239,408	44,556	6
7	11,002.38	9,788	10,585.73	7,769.08	5,307.74	13,076.82	31	22	31	1,490.28	11.4	4.9	1,003	1,042	1,364	2,506,770	1,110,604	3,292	7
8	14,647.46	11,169	14,234.14	7,942.74	5,687.50	13,630.24	31	21	31	1,507.91	11.1	3.6	993	1,048	9,182	2,479,510	1,078,198	3,103	8
9	15,393.53	11,191	15,023.62	5,218.42	7,578.46	12,796.88	22	30	30	1,634.98	12.8	1.7	973	1,070	2,559	2,429,530	1,088,510	2,362	9
10	10,076.15	9,324	9,719.76	3,396.38	7,595.52	10,991.90	14	31	31	948.89	8.6	2.7	1,014	1,045	4,500	2,152,520	950,687	2,581	10
11	8,759.95	8,694	8,413.95	7,449.08	11.29	7,460.37	30	1	30	1,021.23	13.7	2.6	995	-	0	1,333,380	275,786	13,009	11
12	9,104.63	7,433	8,816.70	7,447.35	0.00	7,447.35	31	0	31	905.51	12.2	4.2	1,021	-	0	1,334,670	235,192	16,206	12
1	8,455.32	5,362	8,272.29	5,279.05	5,489.96	10,769.01	22	21	31	938.97	8.7	5.0	1,019	1,062	15,641	1,621,420	372,085	35,204	1
2	6,987.58	4,896	6,845.71	0.00	7,421.49	7,421.49	0	28	28	921.03	12.4	4.6	-	1,073	0	1,179,990	207,614	7,040	2
3	9,230.87	8,439	8,865.62	0.00	6,743.35	6,743.35	0	31	31	995.36	14.8	5.8	-	1,083	0	1,293,870	257,923	12,181	3
合計	118,181.79	98,678	114,371.68	54,271.30	60,713.43	114,984.73	223	248	337	13,196.85	-	-	-	-	50,146	21,144,660	7,773,361	610,461	合計
最高	15,393.53	11,452	15,023.62	7,942.74	7,595.52	13,643.51	31	31	31	1,634.98	26.6	5.8	1,030	1,083	15,641	2,584,750	1,239,408	467,961	最高
最低	657.75	749	578.47	0.00	0.00	497.16	0	0	3	132.40	8.6	1.7	973	1,042	0	86,490	35,392	2,362	最低
平均	9,848.48	8,223	9,530.97	4,522.61	5,059.45	9,582.06	19	21	28	1,099.74	12.9	4.0	1,005	1,061	4,179	1,762,055	647,780	50,872	平均

項目 単位 月別	水使用量		蒸気発生量			ごみ成分					放流水				破砕施設 処理内容				備考
	上水	井水	1号	2号	計	可燃物	不燃物	水分	比重	低位発熱量	S S	B O D	P H	透視度	可燃物	不燃物	金属	資源化再搬	
	t		t			%					t/n <sup>3</sup>	kJ/kg	mg/L				cm		
4	7,848	1,579	11,361	25,246	36,607	47.5	2.6	49.8	0.13	8,250	15	22	7.7	26.0	1,232.38	60.89	200.31	191.46	中間整備 (5月4日~5月29日) 電気点検 (5月14日) 2号炉定期清掃 (7月26日~8月10日) 1号炉定期清掃 (9月27日~10月12日) 2号炉定期整備 (11月1日~11月11日) 1号炉定期整備 (1月24日~3月7日) 見学者総数 0名
5	2,291	798	0	1,685	1,685	-	-	-	-	-	15	14	8.2	27.0	36.32	21.74	22.43	35.11	
6	8,738	1,593	21,542	23,866	45,408	-	-	-	-	-	15	47	8.5	25.0	1,935.06	73.67	198.70	125.45	
7	9,118	1,703	24,756	16,876	41,632	52.6	3.0	44.4	0.14	9,600	22	44	7.9	21.0	1,610.31	61.13	170.20	185.32	
8	9,947	1,684	24,196	17,449	41,644	-	-	-	-	-	43	230	7.8	15.0	1,549.64	65.01	192.64	155.67	
9	9,158	1,581	16,329	24,292	40,620	-	-	-	-	-	4	140	7.8	30.0	1,594.82	76.82	182.17	110.92	
10	7,524	1,584	11,096	24,980	36,076	48.2	3.4	48.3	0.16	8,420	20	19	7.9	25.0	1,274.83	37.27	148.30	170.82	
11	5,955	1,483	23,938	91	24,028	-	-	-	-	-	8	13	7.9	26.0	1,419.49	42.84	142.28	160.88	
12	6,117	1,480	24,805	0	24,806	-	-	-	-	-	8	8.7	8.0	30.0	760.58	37.32	121.28	129.33	
1	7,663	1,445	16,620	17,360	33,980	52.5	2.8	44.7	0.14	10,100	14	7.5	7.8	30.0	447.09	18.08	69.76	95.19	
2	5,292	1,260	0	23,006	23,006	-	-	-	-	-	15	38	7.6	30.0	376.04	6.78	34.55	100.54	
3	5,532	1,364	0	23,836	23,836	-	-	-	-	-	20	98	7.8	25.0	886.62	33.79	129.33	202.13	
合計	85,183	17,554	174,642	198,684	373,327	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,123.18	535.34	1,611.95	1,662.82	
最高	9,947	1,703	24,805	25,246	45,408	52.6	3.4	49.8	0.16	10,100	43	230	8.5	30.0	1,935.06	76.82	200.31	202.13	
最低	2,291	798	0	0	1,685	47.5	2.6	44.4	0.13	8,250	4	7.5	7.6	15.0	36.32	6.78	22.43	35.11	
平均	7,099	1,463	14,554	16,557	31,111	50.2	3.0	46.8	0.14	9,093	17	57	7.9	25.8	1,093.60	44.61	134.33	138.57	

白石清掃工場

(令和4年度)

項目 単位 月別	搬入量		焼却可能 ごみ	焼却量				焼却日数			稼働 日数	焼却残渣			焼却工程			電力量			項目 単位 月別	
	ごみ	台数		1号	2号	3号	計	1号	2号	3号		残渣量	残渣率	熱灼減量	炉内温度			灯油使用量	発電量	逆送量		買電量
	t	台	t	t				日			t	%	t	℃			L					
4	14,149.22	6,114	14,149.22	2,468.64	5,700.53	6,624.16	14,793.33	12	25	29	30	1,985.35	13.42	0.0	943	938	914	27,461	8,069,800	5,577,340	0	4
5	20,390.27	8,265	20,390.27	6,612.30	3,892.37	8,046.74	18,551.41	27	15	31	31	2,408.79	12.98	0.0	970	939	951	10,110	10,189,700	7,428,780	0	5
6	22,266.80	9,137	22,266.80	5,433.99	8,144.92	7,811.11	21,390.02	22	30	30	30	2,745.69	12.84	0.0	936	927	917	10,965	11,198,400	8,418,870	0	6
7	13,945.22	6,383	13,945.22	0.00	8,668.57	8,154.14	16,822.71	0	31	31	31	2,575.95	15.31	0.2	-	905	905	1,511	7,850,600	5,201,170	0	7
8	5,424.01	2,378	5,424.01	0.00	3,101.06	3,306.49	6,407.55	0	12	13	13	1,189.53	18.56	0.6	-	914	910	43,893	2,914,300	1,957,640	1,035,264	8
9	4,627.58	1,753	4,627.58	1,064.05	0.00	1,393.37	2,457.42	5	0	6	6	39.96	1.63	0.0	906	-	889	53,269	703,900	475,200	1,375,824	9
10	20,000.22	7,598	20,000.22	8,460.04	0.00	8,191.45	16,651.49	31	0	31	31	2,257.55	13.56	0.0	944	-	898	2,246	8,292,900	5,785,580	0	10
11	20,956.37	7,767	20,956.37	8,201.93	7,050.59	6,715.30	21,967.82	30	26	26	30	2,956.96	13.46	0.0	940	924	900	23,197	11,650,100	8,875,270	0	11
12	18,950.05	7,396	18,950.05	3,207.31	8,416.95	8,488.61	20,112.87	14	31	31	31	3,472.11	17.26	0.0	925	927	897	9,673	10,306,900	7,606,790	0	12
1	16,066.72	6,082	16,066.72	5,800.98	8,199.06	1,121.48	15,121.52	24	31	5	31	2,426.94	16.05	0.0	925	899	901	22,212	5,522,000	3,888,490	691,584	1
2	15,218.87	5,783	15,218.87	7,621.53	6,954.25	0.00	14,575.78	28	28	0	28	2,055.59	14.10	0.0	921	916	-	2,481	6,237,000	4,092,310	0	2
3	15,930.07	6,560	15,930.07	7,427.98	7,369.44	0.00	14,797.42	31	31	0	31	2,257.96	15.26	0.0	946	943	-	10,114	7,044,400	4,658,460	0	3
合計	187,925.40	75,216	187,925.40	56,298.75	67,497.74	59,852.85	183,649.34	224	260	233	323	26,372.38	-	-	-	-	-	217,132	89,980,000	63,965,900	3,102,672	合計
最高	22,266.80	9,137	22,266.80	8,460.04	8,668.57	8,488.61	21,967.82	31	31	31	31	3,472.11	18.56	0.6	970	943	951	53,269	11,650,100	8,875,270	1,375,824	最高
最低	4,627.58	1,753	4,627.58	0.00	0.00	0.00	2,457.42	0	0	6	6	39.96	1.63	0.0	906	899	889	1,511	703,900	475,200	0	最低
平均	15,660.45	6,268	15,660.45	4,691.56	5,624.81	4,987.74	15,304.11	19	22	19	27	2,197.70	13.70	0.1	936	923	908	18,094	7,498,333	5,330,492	258,556	平均

項目 単位 月別	水使用量		蒸気発生量				ごみ成分					放流水				備考
	上水	井水	1号	2号	3号	計	可燃物	不燃物	水分	比重	低位発熱量	S S	B O D	P H	透視度	
	t	t	t	t	t	t	%	%	%	t/m <sup>3</sup>	kJ/kg	mg/L	mg/L	mg/L	cm	
4	6,075	588	8,789.5	20,134.6	23,995.2	52,919.3	52.0	3.8	44.2	0.14	10,260	2	2.7	8.0	>30	・中間整備期間 ごみ受入停止（8月13日～9月25日） 焼却施設共通休炉（8月14日～9月24日） ・定期整備期間 焼却施設 1号焼却炉（2022年6月24日～2022年9月25日） 2号焼却炉（2022年8月13日～2022年11月5日） 3号焼却炉（2023年1月6日～2023年3月30日） ・作業環境ダイオキシン類測定 結果：共に基準値内 （7月27日、1月18日） ・排ガス中ダイオキシン類測定 結果：3炉共に基準値内 1号炉（4月26日） 2号炉（7月1日） 3号炉（4月26日） ・見学者数 0人
5	5,984	504	22,442.0	12,540.1	27,236.6	62,218.7	58.2	3.3	38.5	0.14	10,510	2	<2.0	8.3	>30	
6	6,050	499	16,792.4	25,116.4	24,422.3	66,331.1	47.0	2.4	50.5	0.18	8,670	<2	<2.0	8.3	>30	
7	6,168	437	0.0	26,655.5	25,207.4	51,862.9	48.8	3.3	47.9	0.15	9,650	<2	<2.0	7.9	>30	
8	4,745	586	0.0	9,697.5	10,388.4	20,085.9	59.3	4.7	36.0	0.14	10,870	2	<2.0	8.0	>30	
9	3,353	532	3,430.8	0.0	4,412.7	7,843.5	55.1	6.1	38.8	0.16	13,470	2	-	8.3	>30	
10	5,910	529	27,619.2	0.0	26,564.1	54,183.3	58.3	2.0	39.7	0.12	10,310	4	2.3	8.2	>30	
11	6,934	439	25,862.7	22,093.7	21,296.1	69,252.5	48.5	2.8	48.6	0.12	8,980	<2	<2.0	8.2	>30	
12	6,827	539	10,489.9	26,601.1	26,819.8	63,910.8	52.0	1.7	46.3	0.13	8,940	2	2.3	8.0	>30	
1	5,951	512	17,887.1	25,238.9	3,649.2	46,775.2	49.0	2.4	48.5	0.12	8,240	11	2.2	8.1	>30	
2	6,097	520	23,497.6	21,633.7	0.0	45,131.3	51.4	2.7	45.9	0.14	9,340	16	<2.0	7.9	>30	
3	6,194	612	24,965.3	24,840.2	42.7	49,848.2	43.7	2.1	54.1	0.14	7,170	5	2.4	8.1	>30	
合計	70,288	6,297	181,776.5	214,551.7	194,034.5	590,362.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最高	6,934	612	27,619.2	26,655.5	27,236.6	69,252.5	59.3	6.1	54.1	0.18	13,470	16	2.7	8.3	>30	
最低	3,353	437	0.0	0.0	0.0	7,843.5	43.7	1.7	36.0	0.12	7,170	<2	<2.0	7.9	>30	
平均	5,857	525	15,148.0	17,879.3	16,169.5	49,196.9	51.9	3.1	44.9	0.14	9,701	-	-	8.1	-	



## (2) 残さ搬出実績

(令和4年度)

## 発寒清掃工場

	焼却灰	飛灰	合計
	t	t	t
4	1,176.34	318.28	1,494.62
5	1,659.04	391.59	2,050.63
6	171.98	42.71	214.69
7	1,487.86	376.90	1,864.76
8	1,634.25	423.54	2,057.79
9	1,580.05	356.44	1,936.49
10	976.56	208.04	1,184.60
11	1,016.75	219.79	1,236.54
12	887.20	210.37	1,097.57
1	859.29	213.37	1,072.66
2	774.94	205.55	980.49
3	691.17	185.05	876.22
合計	12,915.43	3,151.63	16,067.06
最高	1,659.04	423.54	2,057.79
最低	171.98	42.71	214.69
平均	1,076.29	262.64	1,338.92

## 駒岡清掃工場

	焼却灰	飛灰	合計
	t	t	t
4	1,116.85	250.80	1,367.65
5	114.72	17.68	132.40
6	1,019.13	313.51	1,332.64
7	1,151.90	338.38	1,490.28
8	1,168.48	339.43	1,507.91
9	1,331.91	303.07	1,634.98
10	712.75	236.14	948.89
11	810.96	210.27	1,021.23
12	729.75	175.76	905.51
1	632.02	306.95	938.97
2	719.20	201.83	921.03
3	830.04	165.32	995.36
合計	10,337.71	2,859.14	13,196.85
最高	1,331.91	339.43	1,634.98
最低	114.72	17.68	132.40
平均	861.48	238.26	1,099.74

## 白石清掃工場

	焼却灰	飛灰	合計
	t	t	t
4	1,454.08	531.27	1,985.35
5	1,970.60	438.19	2,408.79
6	2,213.02	532.67	2,745.69
7	2,046.39	529.56	2,575.95
8	1,064.42	125.11	1,189.53
9	32.62	7.34	39.96
10	1,854.42	403.13	2,257.55
11	2,461.29	495.67	2,956.96
12	2,747.90	724.21	3,472.11
1	1,906.37	520.57	2,426.94
2	1,697.45	358.14	2,055.59
3	1,830.07	427.89	2,257.96
合計	21,278.63	5,093.75	26,372.38
最高	2,747.90	724.21	3,472.11
最低	32.62	7.34	39.96
平均	1,773.22	424.48	2,197.70

## 焼却灰リサイクル実績

発寒清掃工場	駒岡清掃工場	白石清掃工場	合計
t	t	t	t
—	292.00	612.00	904.00
—	0.00	1,410.00	1,410.00
—	389.00	1,556.00	1,945.00
—	578.00	1,503.00	2,081.00
—	447.00	454.00	901.00
—	644.00	0.00	644.00
—	373.00	1,352.00	1,725.00
—	430.00	1,611.00	2,041.00
—	353.00	1,098.00	1,451.00
—	315.00	1,197.00	1,512.00
—	353.00	1,367.00	1,720.00
—	351.00	1,252.00	1,603.00
0.00	4,525.00	13,412.00	17,937.00
0.00	644.00	1,611.00	2,081.00
0.00	0.00	0.00	644.00
0.00	377.08	1,117.67	1,494.75

※各工場の焼却灰量には焼却灰リサイクル分の数量も含まれる

(3) 工場ピットごみ組成

ア 年度別組成分類

(単位：湿重量%)

組成 年度	可燃物				プラスチック類※		不燃物		
	草木類	布類	紙類	厨芥類	容器包装 プラスチック類	その他 プラスチック類	ガラス・ 陶磁器類	金属類	土砂・ その他
29	2.4	11.4	28.4	43.9	9.3	2.1	0.1	0.4	2.1
30	4.3	13.6	36.4	30.6	9.9	3.9	0.4	0.7	0.4
R1	9.8	13.4	33.5	28.8	8.3	4.2	0.7	0.5	0.8
R2	7.2	10.8	30.8	38.1	8.0	4.0	0.0	0.6	0.5
R3	3.6	5.2	42.9	30.0	14.1	3.7	0.1	0.2	0.4
R4	5.1	9.9	25.9	40.6	10.7	6.8	0.1	0.5	0.4

イ 工場年度別発熱量、三成分推移表

(発熱量を kcal で表すには、1 kcal = 4.186kJ とする。)

年 度	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	項目	発熱量	水分	可燃分	不燃分	発熱量	水分	可燃分	不燃分	発熱量	水分	可燃分
工場名	kJ/kg	%	%	%	kJ/kg	%	%	%	kJ/kg	%	%	%
発寒清掃工場	7,360	54.3	41.3	4.4	9,200	45.4	50.2	4.4	9,170	46.7	47.9	5.4
駒岡清掃工場	7,860	52.3	42.9	4.9	7,700	48.3	44.8	6.9	8,570	46.3	49.1	4.6
白石清掃工場	8,340	51.1	44.8	4.0	9,680	42.5	52.1	5.4	9,840	41.9	52.9	5.2
工場単純平均	7,850	52.6	43.0	4.4	8,880	45.4	49.0	5.6	9,190	45.0	50.0	5.0

年 度	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	項目	発熱量	水分	可燃分	不燃分	発熱量	水分	可燃分	不燃分	発熱量	水分	可燃分
工場名	kJ/kg	%	%	%	kJ/kg	%	%	%	kJ/kg	%	%	%
発寒清掃工場	9,220	47.5	49.2	3.3	8,880	48.3	46.5	5.2	8,490	50.1	46.4	3.5
駒岡清掃工場	7,970	51.2	44.5	4.3	9,460	48.9	46.4	4.6	9,090	46.8	50.2	3.0
白石清掃工場	9,510	44.9	51.9	3.2	9,750	46.9	48.5	4.6	9,700	44.9	51.9	3.1
工場単純平均	8,900	47.9	48.5	3.6	9,360	48.0	47.1	4.8	9,090	47.3	49.5	3.2

(4) ダイオキシン類測定結果

測定対象施設	測定箇所	排ガス測定値	排出基準
		ng-TEQ/m <sup>3</sup> (atO <sub>2</sub> 12%)	ng-TEQ/m <sup>3</sup> (atO <sub>2</sub> 12%)
発寒清掃工場 (焼却炉)	1号炉	0.00064	既設 (H12. 1.15 以前設置) 1
	2号炉	0.0025	
駒岡清掃工場 (焼却炉)	1号炉	0.00054	
	2号炉	0.0011	
白石清掃工場 (焼却炉)	1号炉	0.0021	新設 (H12. 1.15 以降設置) 0.1
	2号炉	0.00089	
	3号炉	0.0012	

## 2 処理場処理実績

### (1) 埋立状況

#### 山本処理場

(令和4年度)

月	直接埋立量			破 碎 残 渣			焼 却 灰			資源化 残 渣 (D)	資源選別 残 渣 (E)	プラ選別 残 渣 (F)	埋 立 量 A+B+C+D +E+F	スラグ	覆土用 土 砂 (補助材含む)	火山灰 (m <sup>3</sup> )	
	計画収集	事業者	(A)	篠 路	駒 岡	合 計 (B)	篠路工場 (飛灰含む)	駒岡工場 (飛灰含む)	白石工場 (飛灰含む)								合 計 (C)
4	494.05	16.90	510.95	0.00	60.89	60.89	0.00	1,075.31	1,373.04	2,448.35	0.00	301.17	0.00	3,321.36	0.00	0.00	0.00
5	908.05	21.77	929.82	37.51	21.74	59.25	0.00	132.40	998.57	1,130.97	0.00	322.20	0.00	2,442.24	0.00	1,875.00	234.00
6	512.39	14.64	527.03	66.98	73.67	140.65	0.00	943.45	1,189.83	2,133.28	0.00	341.55	0.00	3,142.51	0.00	6,386.00	629.00
7	358.32	51.70	410.02	0.00	61.13	61.13	0.00	912.18	1,073.03	1,985.21	0.00	304.82	0.00	2,761.18	0.00	8,415.00	245.00
8	430.39	45.92	476.31	22.08	69.60	91.68	0.00	1,060.61	735.39	1,796.00	0.00	358.92	0.00	2,722.91	0.00	9,150.40	0.00
9	614.70	22.41	637.11	0.00	75.82	75.82	0.00	990.70	39.96	1,030.66	0.00	332.78	0.00	2,076.37	0.00	14,737.70	2,090.00
10	689.49	52.99	742.48	0.00	37.27	37.27	0.00	575.88	905.37	1,481.25	0.00	311.55	0.00	2,572.55	0.00	16,460.20	3,723.80
11	585.15	65.25	650.40	0.00	42.84	42.84	0.00	590.78	1,345.96	1,936.74	0.00	302.79	0.00	2,932.77	0.00	9,413.80	1,565.00
12	596.68	16.07	612.75	128.64	37.32	165.96	0.00	552.48	2,374.20	2,926.68	0.00	339.77	0.00	4,045.16	0.00	240.80	0.00
1	328.63	26.20	354.83	0.00	18.08	18.08	0.00	623.90	1,230.39	1,854.29	0.00	355.03	0.00	2,582.23	0.00	0.00	0.00
2	460.22	20.24	480.46	0.00	6.78	6.78	0.00	567.92	688.85	1,256.77	0.00	279.74	0.00	2,023.75	0.00	0.00	0.00
3	641.40	31.15	672.55	0.00	33.79	33.79	0.00	644.71	1,005.84	1,650.55	0.00	311.85	0.00	2,668.74	0.00	0.00	0.00
計	6,619.47	385.24	7,004.71	255.21	538.93	794.14	0.00	8,670.32	12,960.43	21,630.75	0.00	3,862.17	0.00	33,291.77	0.00	66,678.90	8,486.80
平均	551.62	32.10	583.73	21.27	44.91	66.18	0.00	722.53	1,080.04	1,802.56	0.00	321.85	0.00	2,774.31	0.00	5,556.58	707.23

※ 覆土用土砂に火山灰は含まない。

#### 山口処理場

(令和4年度)

月	直接埋立量			破 碎 残 渣		焼 却 灰		資源化 残 渣 (D)	資源選別 残 渣 (E)	プラ選別 残 渣 (F)	埋 立 量 A+B+C+D +E+F	覆土用 土 砂	火山灰 (m <sup>3</sup> )
	計画収集	事業者	(A)	発 寒	合 計 (B)	発寒工場 (飛灰含む)	合 計 (C)						
4	112.20	4,767.97	4,880.17	343.73	343.73	1,494.62	1,437.78	0.00	0.00	0.00	6,718.52	0.00	1,760.00
5	428.01	1,923.58	2,351.59	226.86	226.86	2,047.03	1,975.52	0.00	0.00	0.00	4,625.48	928.80	3,226.00
6	347.60	1,207.15	1,554.75	73.17	73.17	214.69	190.69	0.00	0.00	0.00	1,842.61	6,052.10	5,445.50
7	71.56	985.95	1,057.51	293.43	293.43	1,847.18	921.70	0.00	0.00	0.00	3,198.12	10,370.60	5,741.98
8	136.83	865.46	1,002.29	256.17	256.17	2,057.79	1,943.26	0.00	0.00	0.00	3,316.25	7,733.60	3,588.00
9	147.81	1,077.08	1,224.89	292.64	292.64	1,936.49	1,773.98	0.00	0.00	0.00	3,454.02	8,058.70	2,640.00
10	124.82	1,276.92	1,401.74	296.59	296.59	1,184.60	1,144.64	0.00	0.00	0.00	2,882.93	7,238.60	2,520.00
11	77.76	970.55	1,048.31	294.07	294.07	1,236.54	1,261.86	0.00	0.00	0.00	2,578.92	8,723.80	1,056.00
12	74.28	786.34	860.62	219.78	219.78	1,097.57	1,144.99	0.00	0.00	0.00	2,177.97	151.80	424.00
1	45.79	492.71	538.50	235.56	235.56	1,072.66	1,068.96	0.00	0.00	0.00	1,846.72	0.00	0.00
2	195.90	537.48	733.38	8.24	8.24	980.49	877.89	0.00	0.00	0.00	1,722.11	0.00	0.00
3	245.05	2,019.46	2,264.51	0.00	0.00	876.22	1,032.73	0.00	0.00	0.00	3,140.73	0.00	0.00
計	2,007.61	16,910.65	18,918.26	2,540.24	2,540.24	16,045.88	14,774.00	0.00	0.00	0.00	37,504.38	49,258.00	26,401.48
平均	167.30	1,409.22	1,576.52	211.69	211.69	1,337.16	1,231.17	0.00	0.00	0.00	3,125.37	4,104.83	2,200.12

## (2) 排水処理運転年報

(令和4年度)

項目		処理場		モエレ 処理場	山本処理場				山口処理場		排水 基準値
		項目	単位		山本	山本北	山本東	東米里	第2山口	第3山口	
ごみ受入量		t	—	—	6,838				18,908		
受入区分	計画収集	t	—	—	6,531				2,006		
	事業者	t	—	—	307				16,902		
焼却灰等 (各種残渣含む)		t	—	—	26,184				16,046		
土 砂		t	—	—	66,679				49,258		
流入水	p H		7.3	7.4	7.4	7.0	7.3		7.1		
	BOD	mg/L	4.7	3.1	6.4	8.4	4.9		9.7		
	COD	mg/L	23	18	24	28	14		34		
	S S	mg/L	45	10	10	53	12		23		
放流水	p H		7.5	下水 放流	山本北	脱窒 施設	7.2	7.2	7.1	5.8以上 8.6以下	
	BOD	mg/L	2.1	7.4	7.6	7.4	2.8	8.0	2.1	60以下	
	COD	mg/L	19	3.2	4.9	4.0	13	28	20	90以下	
	S S	mg/L	3	9	14	6	5	14	8	60以下	
処 理 水 量		m <sup>3</sup>	98,494	615,873				224,485	206,202		
電 力 使 用 量		kWh	139,473	463,878				158,360	278,024		
灯油重油使用量		L	灯油 2,700	重油 18,510				重油 12,737	灯油 0 重油 27,556		

※ モエレ処理場は平成2年6月で受入停止  
東米里処理場は平成19年6月で受入停止  
第2山口は平成11年11月で埋立完了  
東米里の排水処理施設については、平成12年4月より、東米里西排水処理施設を運用中  
第2山口は平成11年度に一次処理を廃止し、「手稲水再生プラザ」へ圧送  
山本処理場放流水は、硝酸性窒素処理施設（平成17年8月しゅん功）放流水  
山本処理場（山本地区）は、一部「厚別水再生プラザ」へ圧送  
排水基準は最終処分場に係る技術上の基準を記載（下水道に放流している第2山口には適用されない）

### 3 し尿処理実績

(1) 札幌市クリーンセンター運転年報

(令和4年度)

月	受入量	受入台数	下水道排水量					日平均排水量	月
			し尿	プラント給水	水道使用量	合計			
	kL	台	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		
4	2,232.540	420	2,637	1,298	38	3,973	132	4	
5	2,184.600	417	2,234	1,590	40	3,864	125	5	
6	2,420.920	456	2,960	1,453	40	4,453	148	6	
7	2,289.460	430	2,414	1,264	21	3,699	119	7	
8	2,633.180	482	2,806	1,303	17	4,126	133	8	
9	2,342.030	437	2,466	1,184	23	3,673	122	9	
10	2,571.130	486	2,688	1,370	36	4,094	132	10	
11	2,561.210	482	2,632	1,259	40	3,931	131	11	
12	2,387.280	447	2,391	1,357	36	3,784	122	12	
1	1,306.880	246	1,336	1,199	33	2,568	83	1	
2	1,349.860	253	1,447	1,124	33	2,604	93	2	
3	2,127.610	385	2,161	1,460	40	3,661	118	3	
合計	26,406.700	4,941	28,172	15,861	397	44,430	1,459	合計	
最大	2,633.180	486	2,960	1,590	40	4,453	148	最大	
最小	1,306.880	246	1,336	1,124	17	2,568	83	最小	
平均	2,200.558	412	2,348	1,322	33	3,703	122	平均	

月	し渣		薬品			燃料		電力使用量	月
	発生量	搬出量	希硫酸	苛性ソーダ	次亜塩素酸ソーダ	重油	灯油		
	kg	kg	kg	kg	kg	L	L	kWh	
4	340	1,066	231	3	581	0	660	28,720	4
5	122	0	0	52	821	0	320	27,720	5
6	248	0	17	58	1,072	0	300	27,630	6
7	64	0	479	3	1,379	0	115	27,940	7
8	135	0	17	63	1,459	0	150	28,360	8
9	118	0	17	60	741	0	165	26,440	9
10	233	1,029	66	58	764	0	400	27,580	10
11	333	0	33	52	718	0	750	28,410	11
12	504	0	314	3	604	0	960	31,640	12
1	34	0	33	41	422	0	1,050	30,830	1
2	182	1,084	17	30	445	0	1,000	28,580	2
3	256	0	17	47	718	0	810	31,760	3
合計	2,569	3,179	1,241	470	9,724	0	6,680	345,610	合計
最大	504	1,084	479	63	1,459	0	1,050	31,760	最大
最小	34	0	0	3	422	0	115	26,440	最小
平均	214	265	103	39	810	0	557	28,801	平均

## (2) 札幌市クリーンセンターし尿受入実績

(令和4年度)

自治体	札幌市				石狩市			当別町			合 計 kL
種 別 月	一般し尿 kL	水洗し尿 kL	浄化槽汚泥 kL	計 kL	し尿 kL	浄化槽汚泥 kL	計 kL	し尿 kL	浄化槽汚泥 kL	計 kL	
4月	1,264.545	11.210	113.670	1,389.425	408.380	100.000	508.380	281.100	61.840	342.940	2,240.745
5月	1,153.953	32.670	147.230	1,333.853	430.090	117.270	547.360	173.220	145.190	318.410	2,199.623
6月	1,207.035	33.480	302.210	1,542.725	426.160	137.600	563.760	202.540	141.700	344.240	2,450.725
7月	1,191.591	35.910	260.820	1,488.321	430.290	149.350	579.640	181.210	70.920	252.130	2,320.091
8月	1,380.078	38.830	298.030	1,716.938	596.890	124.620	721.510	199.730	23.950	223.680	2,662.128
9月	1,256.148	38.880	272.510	1,567.538	370.240	149.640	519.880	215.190	66.850	282.040	2,369.458
10月	1,324.512	66.690	337.340	1,728.542	455.380	105.820	561.200	203.600	122.010	325.610	2,615.352
11月	1,385.046	14.850	278.020	1,677.916	411.350	172.850	584.200	255.210	75.580	330.790	2,592.906
12月	1,391.823	1.220	322.650	1,715.693	391.600	11.750	403.350	259.290	25.370	284.660	2,403.703
1月	1,018.575	0.540	28.000	1,047.115	185.330	0.000	185.330	96.010	0.000	96.010	1,328.455
2月	984.339	0.950	69.980	1,055.269	210.610	0.000	210.610	104.760	0.000	104.760	1,370.639
3月	1,457.325	0.000	131.090	1,588.415	294.750	45.040	339.790	208.990	24.980	233.970	2,162.175
合 計	15,014.970	275.230	2,561.550	17,851.750	4,611.070	1,113.940	5,725.010	2,380.850	758.390	3,139.240	26,716.000
日平均受入量	41.137	0.754	7.018	48.909	12.633	3.052	15.685	6.523	2.078	8.601	73.195
受入割合	84.1%	1.5%	14.3%	100.0%	80.5%	19.5%	100.0%	75.8%	24.2%	100.0%	
自治体別割合				66.8%			21.4%			11.8%	100.0%
注	<p>○日平均受入量は365日で除した。 ○平成28年10月より石狩市、当別町のし尿受入開始。</p>										





# Ⅲ 参 考 資 料

## 1 関係規程

- (1) 札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱 …………… 31
- (2) 札幌市家庭廃棄物の排出日時等厳守指導要綱 …………… 39
- (3) 札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 …………… 41
- (4) 札幌市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱…………… 45
- (5) 札幌市自己搬入ごみ取扱要綱 …………… 48



# Ⅲ 参 考 資 料

## 1 関係規程

### (1) 札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱

平成20年3月28日環境局長決裁

令和5年2月24日 一部改正

#### 目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 ごみステーションの位置等に係る基準（第6条－第7条）

第3章 共同住宅に係るごみステーション及びごみ保管場所の設置及び管理（第8条－第16条）

第4章 共同住宅敷地内ごみステーション設置基準（第17条－第21条）

第5章 共同住宅ごみ保管場所設置基準（第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号）第31条及び第31条の2に規定する家庭廃棄物（以下「ごみ」という。）の排出方法、ごみステーションの清潔保持及びごみステーション等の設置等について必要な事項を定め、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) ごみステーション ごみ収集当日のみ、ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所をいう。
- (2) ごみ保管場所 ごみを収集日までの間保管するため、建築物内又は建築物とは別に設ける場所をいう。
- (3) 共同住宅 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する建築物をいう。
- (4) 共同住宅の建築主 共同住宅を建設しようとする者をいう。
- (5) 共同住宅の所有者等 共同住宅の所有者又は所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者があるときは当該権限を有する者をいう。
- (6) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- (7) 通路 建物敷地内の人や車の通り道をいう。

##### （市の責務）

第3条 市は、効率的かつ安全・衛生的にごみの収集をしなければならない。

- 2 市は、ごみステーションの清潔保持のため効果的な施策を立案するとともに、住民組織、クリーンさっぼる衛生推進員、利用する市民及び共同住宅の所有者等と協力のうえ清潔保持を推進しなければならない。

##### （市民の責務）

第4条 市民は、市が告示する一般廃棄物処理実施計画に定める収集方法等に示された排出方法に従い、ごみ

の排出を行わなければならない。

2 市民は、ごみステーションの清潔保持のため、次の各号に掲げる方法により、自らごみステーションを管理するものとする。

- (1) ネットやカラスよけサークル等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。
- (2) 管理器材の購入については応分の費用負担をすること。
- (3) 管理器材の整理、ごみステーションの清掃及び除雪については、当番制を採用することなど利用する市民全員が協力して行うこと。
- (4) 転入等により、既存のごみステーションを新たに使用する場合は、あらかじめ当該ごみステーションを利用している者等に、その管理方法等を確認すること。

3 市民は、自ら管理するごみステーションにごみを排出するものとする。

4 市民は、ごみステーションの清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。

第5条 ごみステーションへのごみの排出に用いる容器は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 燃やせるごみ及び燃やせないごみを排出する場合は指定袋
- (2) 前号に定めるもの以外のごみを排出する場合は次に定める基準に適合する袋
  - ア 十分な強度があること。
  - イ 指定袋と同程度以上の透明度を有すること。
  - ウ 着色されている場合、黒・灰・茶等の暗い色以外のものによること。
  - エ 文字、図柄等がある場合は、それにより中身の識別が妨げられないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、道路、公園等公共の場所を清掃して出たごみを排出する場合は、ボランティア清掃専用ごみ袋を用いることができる。

第2章 ごみステーションの位置等に係る基準(共同住宅の敷地内に設置する場合を除く。)

(事前協議)

第6条 ごみステーションの位置は、次条に定める基準に適合することを当該住所地を所管する清掃事務所長(別表1)との間で確認したうえで、住民組織及び利用する市民等が決めるものとする。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い設置しなければならない。

(位置等についての基準)

第7条 ごみステーションの位置等については、原則として以下のすべての基準に適合するものであること。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い設置しなければならない。

- (1) 歩道又は道路側端等であること。
- (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法(昭和35年法律第105号)に抵触することなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行えること。
- (3) 次のア～ウに該当しないこと。
  - ア 見通しの悪いカーブした道路
  - イ 急勾配の道路
  - ウ 回転又は方向転換ができない袋路状道路
- (4) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- (5) 歩道又は道路側端上には、ごみステーションに付帯する固定式の設備を設置しないこと。

2 ごみステーション1箇所当たりの利用世帯数は、20～30世帯を基準とする。ただし、当該住所地を所管する清掃事務所長が地域の実情等に応じて必要と認める場合は、10～15世帯を基準とすることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、当該住所を所管する清掃事務所長が前項の基準によりがたい、やむを得ない事情があると認める場合は、当該清掃事務所長がごみステーションの利用世帯数について個別に判断するものとする。

### 第3章 共同住宅に係るごみステーション及びごみ保管場所の設置及び管理

(対象とする共同住宅)

第8条 この章から第5章までの規定は、住戸を6戸以上有する共同住宅に適用する。ただし、次条、第10条及び第12条の規定は、親族が複数世帯同居する建築物を除くすべての共同住宅に適用する。

(共同住宅の所有者等の責務)

第9条 共同住宅の所有者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法、ごみ保管場所等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対しては、直接指導を行うこと。
  - (2) ごみステーション及びその周辺の清潔保持について、居住者に徹底を図ること。
  - (3) ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、ごみステーション周辺（敷地内通路を含む。）に駐車されないよう防止策を講じるとともに、ごみ収集作業に支障がある障害物を除去すること。
- 2 共同住宅の所有者等は、ごみステーションを利用する者と協力して、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
- (1) ごみステーション及びその周辺を清潔に保つこと。
  - (2) ごみステーション周辺の除雪を行い、円滑に収集作業を行うことができるようにすること。

(あっせん・仲介業者の責務)

第10条 共同住宅の賃貸等に関するあっせん又は仲介業を営む者は、入居時にごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を入居者に周知しなければならない。

(新築共同住宅に係るごみステーションの設置)

第11条 共同住宅の建築主は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置しなければならない。

- 2 前項に定めるごみステーションを設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従わなければならない。

(既存共同住宅に係るごみステーションの設置)

第12条 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が専用のごみステーションを設置するよう努めることとする。ただし、近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについて合意がなされている場合には、この限りではない。

- 2 共同住宅の居住者によって継続して不適正排出がなされる等により近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについて合意ができなくなったと当該住所を所管する清掃事務所長が判断した場合は、当該共同住宅の所有者等は別にごみステーションを設置しなければならない。
- 3 前項の場合におけるごみステーションの設置場所は当該共同住宅の敷地内とする。ただし、敷地の状態等により敷地内にごみステーションを設置することができないと当該住所を所管する清掃事務所長が認める場合は、当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決めるものとする。
- 4 ごみステーションを敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い、敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合は第6条及び第7条に定める基準に従わなければならない。

(ごみ保管場所の設置)

第13条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、第22条に定める基準に従いごみ保管場所を設置しなければならない。ただし、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置し、第9条に定める事項を遵守して清潔を保持している場合はこの限りでない。

- 2 ごみ保管場所に保管されたごみは、収集当日の朝、ごみステーションに持ち出すものとする。
- 3 ごみ保管場所及びその周辺は、常に清潔を保持しなければならない。

(近隣住民への説明)

第14条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合には、ごみステーションの場所、設備等について、近隣に居住する市民等に説明しなければならない。

- 2 前項に定める事項は、次条に定める事前協議の前に行わなければならない。

(事前協議・ごみ処理及びごみステーション設置計画書)

第15条 共同住宅の建築主は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認申請又は計画通知の前に、ごみステーションの設置等について建築予定区を所管する清掃事務所長と協議しなければならない。

- 2 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合には、当該共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長と協議しなければならない。
- 3 第1項の協議の際には、「ごみ処理及びごみステーション設置計画書」(様式1)、第2項の協議の際には「ごみ処理及びごみステーション設置計画書」(様式2)を提出し、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 付近見取り図
- (2) 配置図
- (3) 詳細図(ごみステーション形状図)
- (4) 各階平面図

(ごみ収集の申込み)

第16条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、ごみ収集を開始する2週間前までに、「ごみ収集申込書兼所有者等通知書」(様式3)を共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長に提出しなければならない。

- 2 清掃事務所長は前項の申込みを受理したときは、前条に定める計画書の記載内容について現地調査を行うものとする。
- 3 共同住宅の所有者等は、第1項の規定により通知した所有者等に変更があったときは、その旨を「所有者等変更通知書」(様式4)によって共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長に通知しなければならない。

第4章 共同住宅敷地内ごみステーション設置基準

(基本事項)

第17条 共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置予定区を所管する清掃事務所長と事前協議を行うこと。
- (2) 原則として1棟につき1箇所のごみステーションを敷地内に設置すること。
- (3) 隣接する敷地に共同住宅がある場合、所有者間の合意があれば、いずれかの敷地内に、まとめて1箇所のごみステーションを設置することができる。

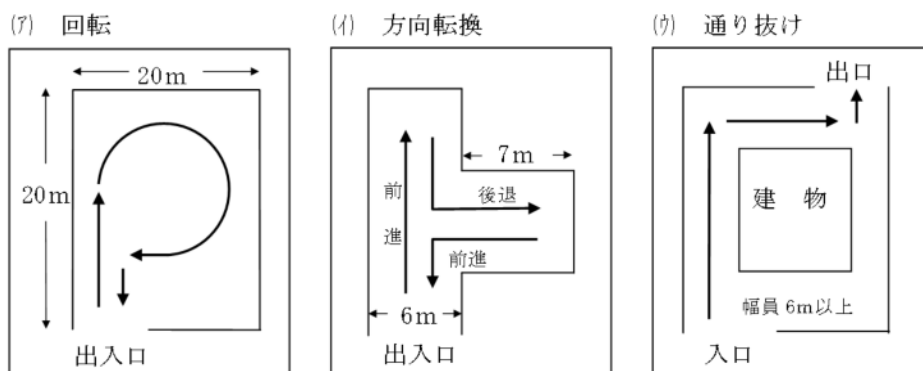
- (4) 容積は1住戸につき60リットルを基準とする。
  - (5) ごみステーション以外の用途と共用しないこと。
- 2 大型ごみの排出場所は、ごみステーションとは別に、原則として、道路に接する敷地内に設けること。

(設置場所についての基準)

第18条 共同住宅敷地内ごみステーションの設置場所についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 原則として、ごみ収集車が敷地内に進入せずに収集することができる、道路に接する場所であること。
- (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法に抵触する場所でなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行える場所であること。
- (3) 道路に接する敷地のうち次のア～ウに接する場所があるときは、これを除く場所であること。
  - ア 見通しの悪いカーブした道路
  - イ 急勾配の道路
  - ウ 回転又は方向転換する場所がない袋路状道路
- (4) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- (5) 例外措置として、ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、以下の要件を満たす場所であること。
  - ア ごみ収集車が前進で敷地内に進入できること。
  - イ 出入口は道路に6m以上接していること。
  - ウ 出入口からごみステーションまでのごみ収集車が進入する敷地内通路は幅員6m以上であること。
  - エ 出入口に門がある場合は、幅6m高さ3.5m以上の開口部があること。
  - オ ごみステーションは敷地内通路以外の場所に設置すること。
  - カ ごみ収集車の退出のため、以下のいずれかの事項に該当していること。(図1参照)
    - (ア) 回転のため400㎡(20m×20m)以上の場所があること。
    - (イ) 方向転換のため幅員6m、長さ7m以上の後退で入れる場所があること。
    - (ウ) 収集後にそのまま前進で通り抜けられること。
  - キ ごみ収集車が進入する敷地内通路はその重量に耐えうる構造であること。
  - ク ごみ収集車が進入する敷地内通路には歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。
  - ケ その他市長が特に必要と認める事項。

図1



(構造についての基準)

第19条 共同住宅敷地内ごみステーションの構造についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 囲い等を設けるなど、ごみの飛散防止措置を講ずること。

- (2) 道路又は通路に接する長さが奥行きよりも長い形状とすること。
- (3) 雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。
- (4) 囲い等はコンクリート、ブロック等の腐食しない材質で造成し、床面は舗装すること。
- (5) 囲い等には、ごみ収集車停車位置側に幅1.5m高さ2m以上の開口部を設けること。
- (6) 屋根を設置する場合は高さ2m以上とすること。
- (7) 扉を設置する場合は、引戸、シャッター等の収集作業に支障がない扉とし、扉を開いたときの開口部は幅1.5m高さ2m以上とすること。扉は収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。
- (8) ごみステーションの扉等は敷地から出ない構造とすること。

(自動ごみ貯留排出装置 (燃やせるごみ用))

第20条 自動ごみ貯留排出装置 (燃やせるごみ用) を設置する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音、振動対策には十分配慮すること。
- (2) 屋内に設置する場合は、十分な換気設備を設けること。
- (3) 収集作業を行うため、幅4m、長さ7m以上の後退で入れる場所があること。
- (4) 燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを集積するため、自動ごみ貯留排出装置とは別にごみステーションを設置すること。
- (5) 歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。

(敷地内収集の手続き)

第21条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、共同住宅の敷地内にごみ収集車が進入して収集する場合には、「敷地内収集申請書」(様式5)に収集場所の見取図を添付し、所管の清掃事務所に提出しなければならない。

- 2 清掃事務所長は前項の申請を受理したときは、第18条第5号又は第20条に定める事項について現地調査を行うものとする。
- 3 清掃事務所長は敷地内収集を認める場合には「敷地内収集承認通知書」(様式6)によって、敷地内収集を認めない場合には「敷地内収集却下通知書」(様式7)によって、申請者に通知するものとする。

## 第5章 共同住宅ごみ保管場所設置基準

(ごみ保管場所)

第22条 共同住宅ごみ保管場所の設置についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 1住戸につき燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを合計しておおむね80リットル保管できること。
- (2) 当該適用建築物内又は当該適用建築物外の適当な位置に設置し、各住戸共用又は専用の形態とすること。
- (3) 設置位置及び形態の具体例等については、次表のとおりとする。



適用建築物内	
位置	壁面、階段下、地上階等
禁止場所	防火・防災上等の理由による禁止場所（廊下、階段、非常口、ベランダ、バルコニー、電気配線点検口、給水管点検口等）
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納庫(トランクルーム)、物置等</li> <li>・車庫等</li> <li>・構造物なし(地上階の吹き抜け部分、階段下等)</li> </ul> ※他の用途と併用可
	注意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・便所、浴室、玄関、台所の床、流し台等は原則として利用しないこと。利用する場合には、専用の保管設備を設置すること。</li> </ul>
適用建築物外	
位置	敷地内
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ保管庫、収納庫(トランクルーム)、物置、ロッカー、コンテナ等</li> <li>・車庫等</li> <li>・囲い(コンクリート製、ブロック製、木製)</li> <li>・蓋付の容器、保管器材</li> <li>・コンクリート、アスファルト舗装床</li> <li>・構造物なし（敷地内通路又は駐車場等に利用していない敷地）</li> </ul> ※他の用途と併用可
	備考

## 第5章 共同住宅ごみ保管場所設置基準

### (ごみ保管場所)

第22条 共同住宅ごみ保管場所の設置についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 1住戸につき燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを合計しておおむね80リットル保管できること。
- (2) 当該適用建築物内又は当該適用建築物外の適当な位置に設置し、各住戸共用又は専用の形態とすること。
- (3) 設置位置及び形態の具体例等については、次表のとおりとする。

## 第6章 雑則

### (委任)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境事業部長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定（同項第5号から第9号までに係る部分に限る。）は同年10月1日から施行する。

### (関係要綱、基準及び要領の廃止)

- 2 次の要綱、基準、要領は廃止する。
  - (1) 家庭廃棄物の排出方法及びごみステーションの清潔保持等に関する要綱
  - (2) ごみステーションの収集基準
  - (3) 札幌市ワンルーム形式集合住宅に関するごみ保管場所及びごみ排出指導基準
  - (4) 札幌市ワンルーム形式集合住宅に関するごみ保管場所・ごみステーションの運用基準
  - (5) 札幌市共同住宅のごみ保管場所設置に関する指導要綱

- (6) 札幌市共同住宅におけるごみ保管場所・ごみステーションの指導基準
- (7) 中高層集合住宅におけるごみ収集施設設置基準
- (8) 中高層共同住宅におけるごみ収集基準
- (9) 敷地内収集取扱い要領

(経過措置)

- 3 この要綱第11条及び第13条から第15条までの規定のうち共同住宅の建築主に係る部分は、平成20年10月1日以降に建築基準法(昭和25年法201号)に基づく建築の確認申請又は計画通知を行おうとする建築物から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成26年10月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和2年2月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表1

名 称	所管区域	電話番号	住 所
中央清掃事務所	中央区	581-1153	南区南30条西8丁目
北清掃事務所	北区	772-5353	北区屯田町990番地3
東清掃事務所	東区	781-6653	東区丘珠町873番地1
白石清掃事務所	白石区・厚別区	876-1753	白石区東米里2170番地
豊平・南清掃事務所	豊平区・清田区・南区	583-8613	南区真駒内602番地30
西清掃事務所	西区・手稲区	664-0053	西区発寒15条14丁目2-1

## (2) 札幌市家庭廃棄物の排出日時等厳守指導要綱

平成22年3月31日環境局長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号。以下「条例」という。）第31条に規定する家庭廃棄物（以下「ごみ」という。）の排出日時、排出場所、排出方法等（以下、「排出日時等」という。）の厳守に向けた指導を行ううえで必要な事項を定め、もってごみステーションの清潔保持及び良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

### (基本方針)

- 第2条 市長は、あらゆる機会を利用してごみの排出日時等を市民に周知し、その浸透を図るとともに、排出日時等が守られていないごみステーション及びその利用者の排出状況の把握に努めるものとする。
- 2 市長は、前項に定める周知等を地域の現状に即して計画的に行うとともに、地域との良好な関係が保持されるよう共同住宅に対するごみの適正排出のための重点的な対策を講じるものとする
  - 3 市長は、排出日時等を守らずにごみをごみステーションに排出する行為（以下、「不適正排出」という。）がなされた場合に、そのごみを排出した者の特定に努め、当該排出者への必要な指導を行う。
  - 4 市長は、前項に定める指導を行ったにもかかわらず、不適正排出者が正当な理由なく従わないときは、条例第34条及び排出日時等の遵守義務及び一般廃棄物の自己処理に係る改善命令等及び公表の基準に基づき、期限を定めて必要な改善その他必要な措置を命じる。
  - 5 市長は、前項の規定により命令を受けた不適正排出者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表する。

### (排出日時等の周知)

第3条 前条第1項に定める市長が行う周知は、次の方法等によるものとする。

- (1) 広報誌・ホームページ等への掲載
- (2) チラシ等の配布
- (3) ポスターの掲出
- (4) 家庭ごみ収集日カレンダーの全戸配布
- (5) 出前講座・清掃懇談会の実施

### (ごみステーションパトロールの実施)

- 第4条 市長は、地域のごみステーション管理を支援するため、日常のごみステーションのパトロールを行う。
- 2 市長は、前項に定めるパトロールを行うに当たり特に共同住宅居住者のごみ排出状況の把握に努めるものとする。

### (開封調査)

第5条 市長は、条例第52条第1項の規定により、不適正排出物があった場合には、排出者を特定するため当該不適正排出物の入ったごみ袋の内容物を調査する。

### (不適正排出者への個別指導)

第6条 市長は、前条の開封調査により排出者を特定したときは、当該排出者に対し個別に指導を行う。なお、個別指導は面談によることを原則とするが、数回にわたって訪問しても不在のときは、連絡票により連絡を

とる。個別指導を行った場合には、個別指導実施記録（様式1）にその内容を記録する。

（重点指導地区の設定及び指導等）

第7条 市長は、第3条から前条までに定める個別指導等を行ってもなお排出日時等が守られない地区を重点指導地区として設定する。

2 市長は、重点指導地区の居住者に対し、地域の実情を考慮しながら計画的かつ重点的に個別指導等を行うとともに、次に定める方法等により排出日時等の厳守を図るものとする。

- (1) 重点指導地区全世帯へのチラシ等の配布
- (2) ごみステーションでの排出日時等の周知及び指導

3 市長は、特に不適正排出が多いごみステーション利用者を訪問して面談による排出日時等の周知を行う。

（共同住宅居住者への指導等）

第8条 市長は、排出日時等が守られていないごみステーションを利用する共同住宅を重点指導の対象とする。

2 市長は、前条に定める共同住宅居住者に対し、次に定める方法等により排出日時等の厳守を図るものとする。

- (1) 第5条に定める開封調査により不適正排出者を特定できない場合であっても、その者が居住する共同住宅を特定したときは、チラシを配布する等の方法により居住者全員に排出日時等の厳守を周知する。
- (2) 居住者の排出日時等の周知を図るため、当該共同住宅の所有者、管理組合又は管理会社等に対し、必要な啓発・指導を要請する。
- (3) 前号に定める共同住宅所有者による居住者への啓発・指導を要請するため、登記事項及び固定資産税情報から共同住宅所有者を調査する。

3 市長は、前項までに定める指導等が円滑に行われるよう共同住宅関係団体等に協力要請を行う。

（不適正排出者への書面による指導等）

第9条 市長は、第6条に定める個別指導を受けてもなお排出日時等を守らない者を重点指導の対象とし、以下の手順により書面による指導を行う。

- (1) 注意書（様式2）を交付して注意を行う。
- (2) 前号に定める注意書の交付を受けた者が再び不適正排出を行ったことが判明したときは、指導書（様式3）を交付して指導を行う。
- (3) 前号に定める指導書の交付を受けた者が再び不適正排出を行ったことが判明したときは、警告書（様式4）を交付して警告を行う。

なお、警告書を交付した際には、排出者本人記入し、押印した念書（様式5）を徴する。

2 市長は、前項第3号に定める警告書の交付を受けてもなお排出日時等を守らない者に対し、条例第34条第1項の規定により期限を定めて必要な改善その他必要な措置を命じるため、命令書（様式6）を交付する。

（公表）

第10条 市長は、前条第2項に定める命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表する。

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、清掃事業担当部長が定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

### (3) 札幌市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成5年3月29日

環境局長決裁

改正 平成6年3月30日

改正 平成9年3月21日

改正 平成9年4月14日

改正 平成10年5月7日

改正 平成18年5月18日

改正 平成19年7月2日

改正 平成21年3月18日

改正 平成29年12月12日

改正 令和2年6月29日

改正 令和3年3月29日

改正 令和5年3月30日

#### (目的)

第1条 この要綱は、家庭用合併処理浄化槽の設置を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、札幌市が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20 mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) くみ取り槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で、定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- (5) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を合併処理浄化槽に入れ替えることをいう。
- (6) 補助対象地域 下水道法（昭和33年法律第79条）第4条により定められた事業計画区域を除く地域をいう。
- (7) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅で店舗等を併設した住宅（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1未満）も含む。

#### (補助金の交付)

第3条 市は、市長の定める補助対象地域内において、次の各号に掲げる合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 専用住宅から排出される汚水を処理するために設置する浄化槽であること。
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項表中の規定に基づく処理対象人員が10人以下で、設置する浄化槽の規模が10人槽以下であること。
- (3) 「合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領」（平成4年12月1日施行）に基づく全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録浄化槽であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者。
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。
- (3) 事業の目的で合併処理浄化槽付き専用住宅を建築する者。ただし、居住の目的で当該専用住宅を購入した者は、補助金の対象者となることができる。
- (4) 他の関係法令に違反している者
- (5) その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる者

#### (補助金額)

第4条 補助金の額は、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額とする。

2 補助対象となる事業費(以下「補助対象事業費」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽本体(付帯設備を含む)費用、設置及び配管(当該浄化槽への排水導入及び処理水放流にかかるものであって、建築物の外部で敷地内の範囲のもの)工事に要する費用
  - (2) 転換による単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に要する費用
  - (3) 転換による宅内配管(当該浄化槽への排水導入にかかるものであって、建築物の内部のもの)工事に要する費用
- 3 補助対象事業費が補助金額に満たない場合は、その満たない額に相当する分を補助金額から減ずる。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。

#### (補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (3) 設置された浄化槽が浄化槽法第7条に規定する水質に関する検査を受け、その結果、設置工事について改善の指摘を受けた場合であって、それが施工業者の責に帰すべき事由によるときは、施工業者がその設置工事の追完請求等に応じる責任を負うことを明確にした工事請負契約書の写し
- (4) 浄化槽工事費内訳書(見積)(第2号様式)
- (5) 登録証写し(合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領に基づくもの)
- (6) 登録浄化槽管理票(C票)
- (7) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置状況を確認できる書類(転換の場合に限る)
- (8) その他、市長が必要と認める書類

#### (交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、第5条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(第3号様式)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(第4号様式)によりそれぞれ通知する。

#### (変更承認申請書等)

第7条 第6条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、第6条第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止し

ようとするときは、変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、設置工事が予定の期間内に完了しない場合又は設置工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（完了報告）

第8条 補助対象者は、補助金に係る設置工事完了後1か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了日（3月31日）のいずれか早い日までに、完了報告書（第6号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書（第7号様式）
- (3) 施工状況確認表（第8号様式）
- (4) 浄化槽工事費内訳書（実績）（第9号様式）
- (5) 施工中の写真
  - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
  - イ 基礎工事の状況を示す写真
  - ウ 据付工事の状況を示す写真
  - エ かさ上げの状況を示す写真
  - オ 浄化槽本体（型式のわかる）の写真
  - カ 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去状況を示す写真（転換の場合に限る）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第9条 市長は、第8条の規定により提出された完了報告書を審査し、設置工事の結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（第10号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

第10条 削除

（補助金交付の取消）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) その他この要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（工事状況の現場確認）

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確

認することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規定（昭和36年訓令第24号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月14日）

この要綱は、平成9年4月14日から施行する。

附 則（平成10年5月7日）

この要綱は、平成10年5月7日から施行する。

附 則（平成18年5月18日）

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

附 則（平成19年7月2日）

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成21年3月18日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日）

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（令和2年6月29日）

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則（令和3年3月29日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

1. 区分	2. 限度額
(1) 合併処理浄化槽の設置に要する費用	ア 5人槽 826,000円
	イ 6～7人槽 1,076,000円
	ウ 8～10人槽 1,192,000円
(2) 単独処理浄化槽の撤去に要する費用	120,000円
(3) くみ取り槽の撤去に要する費用	90,000円
(4) 宅内配管工事に要する費用	300,000円



#### (4) 札幌市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱

平成25年3月29日

環境局長決裁

改正 令和5年6月30日

##### (目的)

第1条 この要綱は、専用住宅における合併処理浄化槽の維持管理費の負担を軽減することによりその設置促進を図り、良好な水資源の保全に資するため、札幌市が交付する合併処理浄化槽維持管理費の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

##### (用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 補助対象地域 札幌市域のうち、下水道法（昭和33年法律第79条）第4条により定められた事業計画区域を除く地域をいう。
- (3) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅で店舗等を併設した住宅（非住宅部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1未満）も含む。
- (4) 浄化槽清掃業者 浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、札幌市長が浄化槽清掃業を許可した者をいう。
- (5) 法定検査 浄化槽法第7条または第11条に規定する水質に関する検査であって、北海道知事が指定する指定検査機関が実施するものをいう。

##### (補助金の交付)

第3条 市は、次の各号に掲げる合併処理浄化槽を管理する者（以下「管理者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、その交付回数は同一の合併処理浄化槽について、同一年度内に1回とする。

- (1) 専用住宅から排出される汚水を処理するために設置したものであり、現に使用されているものであること。
  - (2) 設置されている合併処理浄化槽の処理対象人員が10人以下であること。
  - (3) 補助対象地域内において設置されているものであること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
  - (4) 浄化槽清掃業者が行った清掃であり、その費用を管理者が負担したものであること。
  - (5) 当該年度又はその前年度に法定検査を受検していること。ただし、その検査結果が不適正である場合、本市が認める改善計画又は改善報告を管理者が示していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。
- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに設置されたものを管理する者。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
  - (2) 本市が、関係官公署及び関係業者等に対し、当該事業の目的の範囲内で照会・調査することについて承諾しない者
  - (3) 浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反している者
  - (4) その他当該事業の目的の達成に関し、支障があると認められる者

第4条 削除

(補助金額)

- 第5条 補助金の額は、別表1の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の第2欄に定める額を上限とする。
- 2 補助対象となる事業費は、合併処理浄化槽の清掃作業（引抜き汚泥の収集運搬及び処分に要する費用を含む）に要する費用（税抜き）とする。
  - 3 補助対象事業費が補助金額に満たない場合は、補助対象事業費全額を補助金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、清掃を行うより前に補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知書類)

- 第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。
  - 3 補助対象者は、前項の補助金交付決定通知を受けた後に清掃を行うこととする。

(変更申請書等)

- 第8条 補助対象者は、前条第2項の補助金交付決定通知を受けたのちに、補助金申請内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助対象者である管理者に変更があった場合、変更申請書により承認を受けた管理者は、補助対象者としての権利を承継するものとする。

(完了報告)

- 第9条 補助対象者は、補助金の交付決定日から当該年度の会計年度終了日（3月31日）までの間に、合併処理浄化槽の清掃を行い、その内容について、完了報告書（第5号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 浄化槽清掃業者が発行する、浄化槽の管理者が負担した金額が確認できる領収書の原本
  - (2) 浄化槽清掃業者が発行する、清掃の実施内容が確認できる書類の写し
  - (3) 申請日の前年度以降に受検した法定検査のうち、最新の検査結果書の写し
  - (4) 前号の検査結果が不適正である場合には、その改善計画書（第6号様式）又は改善報告書（第7号様式）
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

- 第10条 市長は、第9条の規定により提出された完了報告書を審査し、浄化槽清掃の結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（第8号様式）により速やかに補助対象者に通知する。
- 2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

## 第11条 削除

(補助金交付の取消)

第12条 市長は、第10条の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 第9条の規定による完了報告書が当該年度内に提出されないとき
- (4) その他この要綱の規定又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(実地確認)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の清掃の実施状況等を実地において確認することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）の定めるところによる。

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は清掃事業担当部長が定める。

附 則（平成25年3月29日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日）

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日）

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

別表1

1 人 槽 区 分	2 限 度 額
5 人 槽	32,000円
6 ~ 7 人 槽	45,000円
8 ~ 10 人 槽	68,000円

## (5) 札幌市自己搬入ごみ取扱要綱

施行	昭和52年10月1日
一部改正	昭和55年4月1日
一部改正	平成2年4月1日
一部改正	平成5年7月1日
一部改正	平成8年7月15日
一部改正	平成9年2月7日
一部改正	平成9年8月4日
一部改正	平成10年4月1日
一部改正	平成11年4月1日
一部改正	平成12年4月1日
一部改正	平成12年10月1日
一部改正	平成14年4月1日
一部改正	平成15年1月6日
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成18年2月6日
一部改正	平成21年4月1日
一部改正	平成24年4月1日

### (目 的)

第1条 この要綱は、清掃工場及び埋立処理場並びにごみ資源化工場（以下「処理施設」という。）に一般市民等が自ら搬入する廃棄物（以下「自己搬入ごみ」という。）受入及び一般廃棄物処理手数料（焼却、埋立）、産業廃棄物処理費用（以下「処理手数料」という。）の収納に係る事務を、適正かつ公正に処理するための事務取扱について定めることを目的とする。

### (処理手数料等の適用範囲)

第2条 処理手数料等の適用範囲は、処理施設に搬入される一般廃棄物及び札幌市廃棄物及び札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（以下「条例」という。第39条に基づき告示に定められた市が処分する産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）とする。

### (受入処理施設)

第3条 受入処理施設、受入時間及び休日に関する事項は条例第29条に基づく告示の定めるところによる。ただし、次条第1項第5号又は第6号適用により、限定搬入するものはこの限りではない。

### (廃棄物の受入)

第4条 廃棄物等の受入手続は次のとおりとする。

- (1) 一般市民等が廃棄物を搬入する場合は、条例第29条に基づく 告示の定めるところにより、各処理施設に直接搬入することが出来る。
- (2) 市の部局から搬入申請書（様式1）により廃棄物搬入の申出があった場合で、施設管理課長が認めるときは、ごみ受入指示書（様式3）を交付する。
- (3) 埋立処理場周辺に居住する者から、廃棄物搬入の申出があった場合で、処理場管理事務所長が認めるときは、ごみ受入指示書（様式3）を交付する。
- (4) 埋立処理場に廃棄物を搬入しようとする者は、処理場管理事務所長にごみ搬入申込書（埋立用）（様式9）、

また、清掃工場に廃棄物を搬入しようとする者は、清掃工場長にごみ搬入申込書（清掃・破碎工場用）（家庭ごみ 様式10）（事業系ごみ 様式11）を提出しなければならない。ただし、一般廃棄物収集運搬許可業者（抜根等の限定許可を除く。）についてはこの限りではない。

(5) あらかじめ処理場管理事務所長の許可を得た札幌市発注等の公共工事から発生する土砂を搬入しようとする者は、処理場管理事務所長に土砂搬入申請書（様式2）を提出するものとし、処理場管理事務所長が認めたときは、土砂搬入指示書（様式4）を交付する。

(6) 日曜日に、施設管理課長の指示する施設に搬入しようとする者は、あらかじめ施設管理課長の許可を得なければならない。ただし、一般廃棄物収集運搬許可業者（抜根等の限定許可を除く。）についてはこの限りではない。

(7) 条例第29条に基づく告示において、自ら搬入する場合の処理

施設とされていない清掃工場周辺に居住する者等から廃棄物搬入の申出があった場合で、当該工場長が認めたときは、期限及び必要な条件を付して、ごみ受入指示書（様式8）を交付する。

#### （受入）

第5条 清掃工場長及び処理場管理事務所長並びにごみ資源化工場所管課長（以下「処理施設の場長等」という。）は自己搬入ごみを受入するときは、次の各号に定める確認等を行うものとする。

- (1) 廃棄物の受入基準の適否に係る確認
- (2) 重量の計算
- (3) 処理手数料等の徴収
- (4) 処理施設における投棄場所の指示
- (5) 廃棄物受入指示書の確認

#### （廃棄物の搬入基準の適否に係る確認）

第6条 処理施設の場長等は、自己搬入ごみの受入にあたり次の各号に定める基準について適合しているか否かを確認し、指示等必要な措置を講じなければならない。

- (1) 処理施設に搬入される廃棄物は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第18条に規定されている基準に適合していること。
- (2) 産業廃棄物の種類及び量は、条例第39条に基づき告示されているものであること。

#### （廃棄物の計算方法）

第7条 廃棄物の計算は、処理施設の計量器により測定する。

2 処理施設の場長等は、積載量の算定を往復計量により行うものとする。ただし、施設管理課長が認めた場合は、次の(2)の方法により行うものとする。

(1) 往復計量

往路、復路で計算し、その差を搬入量とする。

(2) 往路計量

往路のみ計量し次のいずれかの算式により得た値を搬入量とする。

ア 車検証に記載されている車両重量（以下「車検重量」という。）

が2.5トン以上の場合

搬入量＝往路計量値－（車検重量＋250 kg）

イ 車検重量が2.5トン未満の場合

搬入量＝往路計量値－（車検重量＋車検重量×10/100）

ウ 手数料を納入通知書で徴収する場合は、次の算式によることができる。

搬入量＝往路計量値－処理施設にて計量し施設管理課長が認めた重量

(処理手数料等)

第8条 処理手数料等の額は条例第46条及び条例第48条に定める額とする。

(処理手数料等の徴収)

第9条 処理手数料等の徴収は搬入のつど現金で徴収する。

2 納入通知書により徴収するものは、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬許可業者（抜根等の限定許可を除く。）
- (2) 官公庁
- (3) 札幌市の出資団体で、特に必要と認める者。
- (4) 札幌市の発注工事に係る廃棄物を搬入する者で、特に必要と認める者。
- (5) 自己搬入する者で、特に必要と認める者。

(現金徴収による取扱い)

第10条 処理施設の場合等は、現金収納による取扱いに関し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 処理手数料等を収納したときは、計算書兼領収書を交付すること。
- (2) 収納金は確実に取扱うとともに現金出納簿を備え、その取扱う現金の出納状況を明確にしておくこと。
- (3) 収納金は、翌日までに現金払込書（様式5）により指定金融機関又は収納代理金融機関に払込むこと。  
また、収納業務を委託している場合にあっては、受託者に収入状況報告書の提出及び現金払込票を提出させ、収入状況を確認するとともに、収納金が指定金融機関又は収納代理金融機関に払込まれていることを確認すること。
- (4) 当日収納した処理手数料等は、翌日までに調定を行うこと。

(納入通知書による取扱い)

第11条 処理施設の場合等は納入通知書に係る取扱いに関し、次の各号に定める事務を行うものとする。

- (1) 処理手数料等は、1台毎に搬入量を10kgの単位で計算すること。
- (2) ごみ搬入状況調（様式6）及び収入状況報告書（日報、月報）（様式7）を作成すること。
- (3) 前号の収入報告書（月報）に基づき、当該月の処理手数料等について調定を行い、納入通知書を送付すること。

(その他の事項)

第12条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は施設担当部長がそのつど定める。

附 則

この要綱のうち改正部分については、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成8年7月15日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成9年2月7日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成9年8月4日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成15年1月6日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成18年2月6日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱のうち改正部分については、平成24年4月1日から施行する。







令和5年度  
清掃事業概要  
(資料編)

市政等資料番号	01-J01-23-2190
関係部局保存期間	1 年

令和5年12月発行

編集・発行 札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
TEL (011) 211-2912  
FAX (011) 218-5108  
ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/seiso/>

